

様式等

様式1 流山市災害見舞金交付申請書(資料11)

流山市災害見舞金交付申請書

年 月 日

流山市長 様

住所  
申請者 氏名  
電話

流山市災害見舞金交付規則第4条の規定により、次のとおり災害見舞金の交付を申請します。

記

1 災害の種類及び程度

2 災害見舞金の額 円

様式 2 流山市災害見舞金交付決定(申請却下)通知書(資料 11)

流山市災害見舞金交付決定(申請却下)通知書

流山市指令第 号  
年 月 日

様

流山市長 印

年 月 日付けで申請のあった災害見舞金の交付について、次のとおり決定したので、流山市災害見舞金交付規則第 5 条の規定により通知する。

記

1 交 付

(1) 災害の種類及び程度

(2) 災害見舞金 円

2 申請却下

理由

様式3 流山市災害見舞金交付請求書(資料11)

流山市災害見舞金交付請求書

年 月 日

流山市長 様

請求者 住所  
氏名

年 月 日付け流山市指令第 号で交付の決定通知のあった災害見舞金について、次のとおり請求します。

記

1 災害の種類及び程度

2 災害見舞金の額 円

様式 4 航空特別応援要請連絡表(資料 15)

航空特別応援要請連絡表

要請側消防 本部連絡者	応援側消防 本部受報者

要請側市町村等名	
要請者職・氏名	
要 請 日 時	年 月 日 時 分
災 害 発 生 日 時	年 月 日 時 分
災 害 発 生 場 所	
災 害 の 概 要	
応 援 の 種 別	1 調査 2 火災 3 救助 4 救急 5 救護
活 動 の 拠 点	定置場 離発着場
応援の具体的内容	
必 要 資 機 材	

資料5 航空特別応援活動報告書(資料15)

航空特別応援活動報告書

(消防本部名 )

応援の種類	1調査 2火災 3救助 4救急 5救助				要請者	職名	
応援要請日	年 月 日 時 分				職・氏名	氏名	
出動時分 (離陸)	時 分		帰投時分 (着陸)	時 分		応援時間	時 分
現場到着時分	時 分		活動開始時分	時 分		活動終了時間	時 分
災害発生場所							
活動概要							
被救助者	氏名	年齢	性別	職業	住所		
使用資機材							
応援出動隊員	隊長		隊長		その他 搭乗者		
	機長		機長				
	隊長		隊長				
	隊長		隊長				
	隊長		隊長				
人員・資機材の異常の有無							
その他							

担当者・職名 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

電話 \_\_\_\_\_ (内線)

様式 6 航空特別応援災害報告書(資料 15)

航空特別応援災害報告書

(市町村等名 )

災害発生日時	年 月 日 時 分	覚知時間	年 月 日 時 分
災害終息日時	年 月 日 時 分	災害活動時間	年 月 日 時 分
災害発生場所			
災害の種類別			
災害の概要			
災害の程度 (死傷者)			
消防隊の活動概要			
消防隊の出動状況	要請側		
	応援側		
他機関の航空機 等の出動状況 及び活動内容			
その他			

担当者・職名 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

電話 \_\_\_\_\_ (内線)





(市町村等名 )

離発着場位置図(1/ )	離発着場位置図(1/ )
1 / 5 0 , 0 0 0	1 / 1 0 , 0 0 0
離発着場見取り図(恒風方向を矢印で記入すること)	
1 / 3 0 , 0 0 0	

様式 8 航空特別応援に要した費用請求書(資料 15)

第 号  
年 月 日

様

請求者  
市町村等名

職・氏名

航空特別応援に要した費用請求書

年 月 日千葉県広域消防相互応援協定書に基づく航空特別応援実施要綱に基づき出動したので、同要綱第 13 条第 2 項の規定により、下記のとおり応援に要した費用を請求します。

記

請求金額 \_\_\_\_\_ 円

		項 目 ・ 内 容	金 額
費 用 内 訳	義 務 事 項		
	協 議 事 項		
		合 計	円

添付資料 ----- 積算基礎資料

様式 9 広域消防航空特別応援交付金交付申請書(資料 17)

第 号  
年 月 日

財団法人千葉県市町村振興協会  
理事長 様

市町村長(管理者) 印

広域消防航空特別応援交付金交付申請書

別紙のとおり広域消防航空特別応援を受けたので、財団法人千葉県市町村振興協会広域消防航空特別応援交付金交付要綱第 4 条の規定に基づき、下記市(町村・一部事務組合)に対して交付金を交付されるよう申請します。

記

1 交付金申請額 金 円

2 応援市町村等名

様式 10 広域消防航空特別応援交付金交付申請済通知書(資料 17)

広域消防航空特別応援交付金交付申請済通知書

市町村長(管理者)様

市町村長(管理者) 印

年 月 日付け 第 号をもって請求のあった航空特別応援の  
費用については、別添のとおり広域消防航空特別応援交付金の交付を申請したので通知  
します。

様式 11 広域消防航空特別応援交付金交付決定通知書(資料 17)

広域消防航空特別応援交付金交付決定通知書

市町村長(管理者)様

財団法人千葉県市町村振興協会  
理事長 印

年 月 日付け 第 号をもって請求のあった広域消防航空特別応援交付金については、財団法人千葉県市町村振興協会広域消防航空特別応援交付金交付要綱第 5 条の規定により、下記のとおり交付決定したので通知します。

なお、交付金については、交付申請書記載の 市(町村・一部事務組合)に別途交付するので申し添えます。

記

1 交付金決定額 金 円

様式 12 広域消防航空特別応援交付金交付通知書(資料 17)

広域消防航空特別応援交付金交付通知書

市町村長(管理者)様

財団法人千葉県市町村振興協会  
理事長 印

このことについて、下記のとおり広域消防航空特別応援交付金を交付いたしますので  
通知します。

つきましては、当協会宛納入通知書を送付くださるようお願いいたします。

記

1 交 付 金 額                    金                    円

2 対象となった災害

様式 13 広域消防航空特別応援交付金交付済通知書(資料 17)

広域消防航空特別応援交付金交付済通知書

市町村長(管理者)様

財団法人千葉県市町村振興協会  
理事長 印

年 月 日付け 第 号をもって交付決定した広域消防航空特別  
応援交付金については、下記のとおり交付したので通知します。

記

1 交付金額 金 円

2 交付団体名

3 交付年月日 年 月 日

様式 14 広域航空消防応援(ヘリコプター)要請連絡表(資料 19)

広域航空消防応援(ヘリコプター)要請連絡表

要請側消防 本部連絡者	要請側都道 府県連絡者	消 防 庁	応援側都道 府県連絡者	応援側消防 本部連絡者

要請先(応援側) 市町村名				
要請者職・氏名	消防本部消防庁 市町村長			
要請日時	年	月	日	時 分
災害発生日時	年	月	日	時 分
災害発生場所				
災害の概要				
応援の種別	調査	火災	救助	救急 救護
活動拠点	定置場	離発着場		
応援の内容				
応援の具体的内容 及び必要資機材				
離発着可能な場所	第 1 順位			
	第 2 順位			
給油体制	給油の可否	可 ・ 否		
	給油の方法			
	体制作りの所要時分			
現場最高指揮官 職・氏名・無線局名				



離発着場における 資機材の準備状況	
他機関の航空機及び ヘリ活動状況	
他の消防本部に対する 応援ヘリ要請状況	
気象の状況	天候      風向      風力      m / s    視界      m
ヘリの誘導方法	
要請側消防本部 連絡先	
その他	

資料 15 離発着場調査表(資料 19)

離発着場調査表

その 1

離陸発着場名		流山上耕地運動場		公共用、非公 共用の別	公共用
所有者	地名・地番	流山市南字上耕地			
	座 標	北緯 35 ° 53 05      東経 139 ° 54 07			
	所有者又は 管理者	住 所	流山市平和台 1-1-1	電 話	0471-59-1212
		氏 名	流山市教育委員会	職 業	
土地の 状 況	長さ・幅	長さ    150m      ・      幅    125m			
	勾 配	縦断勾配    0		横断勾配    0	
	表 面	土(てん圧)			
	散水の必要性	有			
恒風方向		冬 - - - 北西      、      夏 - - - 南			
付近の障害物の状況		東側・・・樹木高さ 10m 多数あり (広場からの高さ 18m、距離 25m) 北側・・・電柱高さ 10m あり(距離 20m)			
離発着場との連絡方法		全国共通波無線(150.73MHz)			
給油体制	給油の可否	否			
	給油方法	否			
応援航空隊と要請側消防本部等との連絡方法					
その他参考事項		東側からの進入は困難			

離発着場調査表

その2

離陸発着場名		流山市総合運動公園陸上競技場		公共用、非公 共用の別	公共用
所有者	地名・地番	流山市野々下1丁目29番地の4			
	座標	北緯 35° 51' 19"      東経 139° 55' 16"			
	所有者又は 管理者	住所	流山市平和台1-1-1	電話	0471-59-1212
		氏名	流山市教育委員会	職業	
土地の 状況	長さ・幅	長さ 150m      ・      幅 75m			
	勾配	縦断勾配 0		横断勾配 0	
	表面	土(てん圧)			
	散水の必要性	有			
恒風方向		冬 - - - 北西      、      夏 - - - 南			
付近の障害物の状況		<p>東側・・・樹木高さ18m多数あり (競技場からの高さ23m、距離50m) 水銀灯高さ19m(3基)</p> <p>西側・・・水銀灯高さ19m(3基)</p> <p>北側・・・東京電力特高架線鉄塔(距離200m)</p> <p>東南側・・・樹木高さ10m多数あり (競技場からの高さ17m、距離10m)</p> <p>北東側・・・トーテムポール高さ21m (競技場からの高さ23m)</p>			
離発着場との連絡方法		全国共通波無線(150.73MHz)			
給油体制	給油の可否	否			
	給油方法	否			
応援航空隊と要請側消防本部等との連絡方法					
その他参考事項		東、西及び北東側からの進入は困難			

様式 16 成田国際空港施設使用届(資料 19)

年 月 日

成田国際空港施設使用届

成田国際空港株式会社 様

氏名(名称)

住 所

下記のとおり、貴施設を使用したいので許可願います。

記

1 使用日時

2 使用航空機の型式

3 国籍

4 登録番号

5 最大離陸重量

6 使用目的

様式 17 航空特別応援要請連絡表(資料 21)

航空特別応援要請連絡表

要請側消防 本部連絡者	応援側消防 本部受報者

要請側市町村名	
要請者職・氏名	
要請日時	年 月 日 時 分
災害発生日時	年 月 日 時 分
災害発生場所	流山市
災害の概要	
応援の種別	1 調査 2 火災 3 救助 4 救急 5 救護
活動拠点	定置場 離発着場
応援の内容	
応援の必要資機材	

離発着可能な場所	第1順位				
	第2順位				
現場最高指揮官 職・氏名 無線局名	職・氏名		無線局名		
離発着場における 資機材の準備状況					
他の消防本部に対 する応援へり要 請状況					
他機関の航空機及 びへりの活動状況					
気象の状況	天候	風向	風力	m/s	視界 m
特殊気象の 発令状況					
へりの誘導方法					
要請側消防本部等 連絡先					
その他参考事項					

資料 18 離発着場調査表(資料 21)

飛行場外離発着場調査表

その 1

離陸発着場名		流山上耕地運動場			
所有者	地名・地番	流山市南字上耕地			
	座標	北緯 35° 53 05      東経 139° 54 07			
	所有者又は 管理者	住所	流山市平和台 1-1-1	電話	0471-59-1212
		氏名	流山市教育委員会	職業	
土地の 状況	長さ・幅	長さ 150m      ・      幅 125m			
	勾配	縦断勾配 0		横断勾配 0	
	面積	21,895 m <sup>2</sup>			
恒風方向		冬 - - - 北西      、      夏 - - - 南			
付近の障害物の状況		東側・・・樹木高さ 10m 多数あり (広場からの高さ 18m、距離 25m) 北側・・・電柱高さ 10m あり(距離 20m)			
その他		東側からの進入は困難			

離発着場調査表

その2

離陸発着場名		流山市総合運動公園陸上競技場			
所有者	地名・地番	流山市野々下1丁目29番地の4			
	座標	北緯 35° 51' 19"      東経 139° 55' 16"			
	所有者又は 管理者	住所	流山市平和台 1-1-1	電話	0471-59-1212
		氏名	流山市教育委員会	職業	
土地の 状況	長さ・幅	長さ 150m      ・      幅 75m			
	勾配	縦断勾配 0		横断勾配 0	
	面積	14,270 m <sup>2</sup>			
恒風方向		冬 - - - 北西      、      夏 - - - 南			
付近の障害物の状況		<p>東側・・・樹木高さ 18m 多数あり                      (競技場からの高さ 23m、距離 50m)                      水銀灯高さ 19m (3基)</p> <p>西側・・・水銀灯高さ 19m (3基)</p> <p>北側・・・東京電力特高架線鉄塔(距離 200m)</p> <p>東南側・・・樹木高さ 10m 多数あり                      (競技場からの高さ 17m、距離 10m)</p> <p>北東側・・・トーテムポール高さ 21m                      (競技場からの高さ 23m)</p>			
離発着場との連絡方法		全国共通波無線(150.73MHz)			
その他参考事項		東、西及び北東側からの進入は困難			



様式 19 流山市自主防災組織消火器維持管理費補助金交付申請書(資料 22)

第 1 号様式 ( 第 6 条関係 )

年 月 日

流山市長 様

自主防災組織の名称  
申請者 自主防災組織の事務所の  
所在地  
代表者氏名

㊟

流山市自主防災組織消火器維持管理費補助金交付申請書

補助金の交付を受けたいので、流山市補助金等交付規則第 3 条の規定により、次のとおり申請します。

記

1 所有本数 本

2 補助金交付申請額 円

3 事業計画

種 別	数	金 額	理 由	実施予定月日
消火器薬剤の詰め替え	本	円		月 日

4 添付書類 見積書の写し

様式 20 流山市自主防災組織消火器維持管理費補助金交付決定(申請却下)通知書(資料 22)

第 2 号様式 ( 第 8 条関係 )

流山市指令第 号  
年 月 日

様

流山市長 ⑩

流山市自主防災組織消火器維持管理費補助金交付決定(申請却下)通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金の交付については、流山 市補助金  
等交付規則第 6 条の規定により、次のとおり決定したので通知します。

記

1 交付決定

(1) 補助金交付決定額 円

内 訳	数	金 額
消火器薬剤の詰め替え	本	円

(2) 交付条件

- ア 補助対象経費の配分を変更する場合は、あらかじめ市長の承認を受けること。
- イ 補助金の交付申請に係る消火器及び格納箱が紛失又は破損した場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。

2 申請却下

理由

様式 21 流山市自主防災組織消火器維持管理費補助金交付変更承認等申請書(資料 22)

第 3 号様式 ( 第 9 条関係 )

年 月 日

流山市長 様

自主防災組織の名称

申請者 自主防災組織の事務所の

所在地

代表者氏名

印

流山市自主防災組織消火器維持管理費補助金交付変更承認等申請書

年 月 日付け流山市指令第 号 で決定通知のあった補助

金について、次のとおり変更したいので、承認(指示)くださるよう申請し ます。

記

1 理由

2 内容

変 更 前			変 更 後		
消火器薬剤の詰め替え	本	円	消火器薬剤の詰め替え	本	円

様式 22 流山市自主防災組織消火器維持管理費補助金実績報告書(資料 22)

第 4 号様式 ( 第 10 条関係 )

年 月 日

流山市長 様

申請者 自主防災組織の名称  
自主防災組織の事務所の  
所在地  
代表者氏名 ⑩

流山市自主防災組織消火器維持管理費補助金実績報告書

年 月 日付け流山市指令第 号 で決定通知のあった消火器の維持管理費の実績について、流山市補助金等交付規則第 12 条により、次のとおり報告します。

記

実績金額 円

種 別	数	実績金額	計画金額	実施月日
消火器薬剤の詰め替え	本	円	円	月 日

添付書類 領収書の写し

様式 23 流山市自主防災組織消火器維持管理費補助金交付確定通知書(資料 22)

第 5 号様式 ( 第 11 条関係 )

流山市達第 号  
年 月 日

様

流山市長

印

流山市自主防災組織消火器維持管理費補助金交付確定通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金については、流山市補助金等交付規則第 14 条の規定により、次のとおり確定したので通知します。

記

補助金交付確定額

円

様式 24 流山市自主防災組織消火器維持管理費補助金交付請求書(資料 22)

第 6 号様式 ( 第 12 条関係 )

年 月 日

流山市長 様

自主防災組織の名称  
申請者 自主防災組織の事務所の  
所在地  
代表者氏名

㊞

流山市自主防災組織消火器維持管理費補助金交付請求書

年 月 日付け流山市達第 号 で確定通知のあった補助金

について、流山市補助金等交付規則第 15 条の規定により、次のとおり請求します。

記

補助金交付請求額 円

## 様式 25 流山市自主防災資器材譲与申請書(資料 23)

別記第 1 号様式 ( 第 6 条 )

### 流山市自主防災資器材譲与申請書

平成 年 月 日

流山市長 様

自治会名

自主防災組織名

代表者住所

氏名

印

このたび自主防災組織を設立し、これに必要な防災資器材の譲与を受けたいので、必要書類を添えて申請します。

#### 1 譲与品目及び数量

品目	数量	品目	数量
消火器	本	三角巾セット	セット
消火器格納箱	箱	避難誘導旗	旗
メガホン	個	救助用ロープ	50m 本
担架	基		

#### 2 添付書類

- (1) 自主防災組織の規約
- (2) 自主防災組織役員名簿
- (3) 自主防災組織区域図
- (4) 防災計画書
- (5) 譲与された資器材の備蓄場所位置図

様式 26 流山市自主防災資器材譲与決定(申請却下)通知書(資料 23)

別記第 2 号様式(第 7 条)

流山市自主防災資器材譲与決定(申請却下)通知書

年 月 日

自治会名

自主防災組織名

代表者氏名 様

流山市長

印

年 月 日付けで申請のあった流山自主防災資器材譲与について、下記のとおり決定したので通知します。

1 譲与品目及び数量

品 目	数 量	品 目	数 量
消 火 器	本	救 急 薬 品 セ ッ ト	セ ッ ト
消 火 器 格 納 箱	箱	避 難 誘 導 旗	旗
メ ガ ホ ン	個	救 助 用 ロ ー プ	50m 本
担 架	基		



様式 27 防災行政無線貸出簿（資料 29）

防 災 行 政 無 線 貸 出 簿

無線設備の名称	使用目的	借受期間			借受者	所 属		使用者 氏名	通信承 担責任者 印	返却の確認	
		貸出年月日	返却年月日	予定日		職 氏 名	年月日			印	

様式 28 無線設備点検記録簿(資料 29)

(その 1)

管理責任者		通信責任							年 月	
無線設備点検記録簿(基地局・陸上移動局)										
日	点 検 項 目						備 考	通 信 担 当 者		
	各機能動作試験	送確 受信動作の認	空中線取付状況	無線状況の備本体認	機器清掃	電池状態 （可搬型・携帯） テリーの充				
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										
13										
14										
15										
16										
17										
18										
19										
20										
21										
22										
23										
24										
25										
26										
27										
28										
29										
30										
31										

- 注 1 点検項目欄には、状況確認後異常がない場合には〳点を付すること。  
 2 備考欄には、点検時において気が付いた事項について記載すること。  
 3 通信担当者欄には、通信担当者の氏名を記入すること。

(その2)

管理責任者		通信責任						年 月	
無線設備点検記録簿(固定系親局・固定系子局)									
日	点 検 項 目						備 考	通 信 担 当 者	
	各機能動作確認	空中線取付状況	スピーカ取付状況	機器清掃	地図表示盤の確認 (固定系親局のみ)	確認タイマー時計の確認 (固定系親局のみ)			
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									
21									
22									
23									
24									
25									
26									
27									
28									
29									
30									
31									

- 注 1 点検項目欄には、状況確認後異常がない場合には $\surd$ 点を付すること。  
 2 備考欄には、点検時において気が付いた事項について記載すること。  
 3 通信担当者欄には、通信担当者の氏名を記入すること。

様式 29 無線設備点検記録年間状況報告書（資料 29）

無線設備点検記録年間状況報告書

年 月 日

総括管理者 様

管理責任者

印

流山市防災行政無線系管理運用規程第 13 条第 4 項の規定により、年の無線設備点検記録年間状況について、次のとおり報告します。

記

無線設備の数量	基地局	陸上移動局			固定系親局		固定系子局	
		車載局	可搬局	携帯局	同報系子局	受信設備局		
無線	局				局		局	
通								
常								
点								
検								
者								
(通信責任者)								
特殊								
点								
検								
者								
無線設備点検記録簿								
別冊								
の								
と								
あり								

様式 30 無線業務日誌(資料 29)

(その1)

無線業務日誌(基地局)									
					管理責任者		通信責任者		
年 月 日	天 候	無線		勤 務 時 間	資 格	無線電話乙	氏 名		特 記 事 項 (電波法施行規則第 40 条)
		従 事 者	感 度						
		通 信 状 態	混 信						
相 手 局 呼 出 名 称	通 信 回 数	感 度	混 信	通 信 事 項 概 要					
ほうさいながれやま									
ほうさいながれやま									
ほうさいながれやま									
ほうさいながれやま									
ほうさいながれやま									
ほうさいながれやま									
ほうさいながれやま									
ほうさいながれやま									
ほうさいながれやま									
ほうさいながれやま									
計									

(その2)

無線業務日誌(固定系親局)

年 月 日分

総括 管理者		管 理 者		通 信 者	
-----------	--	-------------	--	-------------	--

免許人 流山市	無線局の種別 固定局	呼出名称 ぼうさいながれやま
電波型式 F 2 D、F 3 E	空中線電力 1 W	周波数 68.295M Hz
勤時 務間	資格	氏名
~		
~		
~		

回	開始時間 終了時間	送出時間	発信局	音量制御	呼出設定 屋外; 戸別	備考
1						
	相手方子局					
2						
	相手方子局					
3						
	相手方子局					
4						
	相手方子局					
5						
	相手方子局					

固定系累計

年 月 日分

固 定 系 累 計				
発信局	一般送出	一般送出時間	非常送出	非常送出時間
操作卓	回	分 秒	回	分 秒
制御器	回	分 秒	回	分 秒

計	一般送出	一般送出時間	非常送出	非常送出時間
	回	分 秒	回	分 秒

計	全送出回数	全送出時間
	回	時間 分 秒

特記事項(電波法施行規則第40条)

様式 31 基地局及び固定系運用状況報告書(資料 29)

基地局及び固定系親局運用状況報告書

年 月 日

総括管理者 様

管理責任者 印

流山市防災行政無線系管理運用規程第 14 条第 3 項の規定により、 年の基地局の運用状況について、次のとおり報告します。

記

無線従事者の資格	員数	今期中の無線従事者の異動状況		
	名	選任 名	解任 名	名
	名	選任 名	解任 名	名
毎月の通信回数	通 信 回 数			
	月 別	基 地 局	固 定 系 親 局	
	1月	回	回	
	2月	回	回	
	3月	回	回	
	4月	回	回	
	5月	回	回	
	6月	回	回	
	7月	回	回	
	8月	回	回	
	9月	回	回	
	10月	回	回	
	11月	回	回	
	12月	回	回	
	計	回	回	
機器の故障の事実及びこれに対する措置の概要				
空電、混信、受信感度の減退等不良の通信状態の概要				
その他参考となる事項				

様式 32 防災行政無線緊急放送書(資料 31)

防災行政無線緊急放送書

総括管理者 様

年 月 日

件名					
放送日時	年	月	日	午前・午後	時 分
放送区域	1 市内全域		2 その他( )		
災害(光化学スモッグ)に関する状況および放送内容					
-----					
-----					
-----					
-----					
-----					
-----					
-----					
-----					
-----					
-----					
決 裁	総括管理者	管理責任者	通信責任者	無線従事者	備 考



様式 33 防災行政無線放送依頼書(資料 31)

防災行政無線放送依頼書

年 月 日

総括管理者 様

依頼課	部 課		
	課 長	文 書 取 扱 主 任	

次のとおり一般放送を依頼します。

件 名						
放送日時	年 月 日( 曜日)から				午前 10 時 00 分	
	年 月 日( 曜日)まで					
放送区域	1 市内全域		2 その他( )			
放送文						
決 裁	総括管理者	管理責任者	通信責任者	処 理	無線従事者	備 考
指示事項						

様式 34 流山市防災行政無線局(固定系)戸別受信機設置承諾書(資料 32)

流山市防災行政無線局(固定系)戸別受信機設置承諾書

年 月 日

流山市長 様

印

流山防災行政無線局(固定系)戸別受信機設置管理要領第 3 条の規程により、次のとおり承諾します。

管 理 者 氏 名	
設 置 場 所	
設 置 期 間	年 月 日から 年 月 日まで

様式 35 災害時等における廃棄物処理施設に係る協力要請書(資料 36)

災害時等における廃棄物処理施設に係る協力要請書

第 号  
年 月 日

様

市町村長・一部事務組合管理者

災害時等における廃棄物処理施設に係わる相互援助細目協定第 5 条の規定により、下記のとおり要請します。

記

改修工事等の 内容	
協力要請の内容	
要請の具体的な 内容及び必要量	
要請する期間	
その他必要な事項	

様式 36 一般廃棄物処理施設事業計画書(資料 36)

年度一般破棄物処理施設事業計画書

第 号  
年 月 日

様

市町村長・一部事務組合管理者 印

災害時等における廃棄物処理施設に係る相互援助細目協定第 7 条の規定により、下記の施設について別紙のとおり要請します。

記

- 1 ごみ処理施設
- 2 し尿処理施設
- 3 連絡先

担当部課所	
担当者	
電話番号	

## (ごみ処理施設用)

施設の種類			
名称			
所在地	〒 TEL ( )		
稼働年月		稼働日数	日/年
公称能力	t/日	実処理能力	t/日
計画処理量	t/日	受入可能量	t/日
プラスチックの混焼	可・否	設計発燃料 (高質ごみ)	Kcal/kg
定期点検等の整備時の時期	第1号炉	年 月	
	第2号炉	年 月	
	第3号炉	年 月	
	第4号炉	年 月	
改修工事	有・無	時期	年 月
時期整備計画の時期	年度予定		

(し尿処理施設用)

施設の種類			
名称			
所在地	〒		
	TEL ( )		
稼働年月		稼働日数	日/年
公称能力	㍻/日	実処理能力	㍻/日
計画処理量	㍻/日	受入可能量	㍻/日
定期点検等の整備時の時期	年 月		
改修工事	有・無	時期	年 月
時期整備計画の時期	年度予定		

災害対策召集名簿

氏名	住所	配 備 体 制			自宅から 参加場所 ( 1 )	自宅から ( 1 )まで 徒歩 分	自宅から ( 1 )まで自 転車 分	自宅からの直近の 流山市指定避難所 ( 2 )	自宅から ( 2 )まで 徒歩 分	自宅から(2) まで自転車 分	課
		第1配備	第2配備	第3配備							
計											

- ・ 氏名は上から順に、課長から第1配備の氏名、次に第2配備の氏名、最後に第3配備（全員）の氏名の順に記入願います。
- ・ 「第1配備」は職員の概ね1 / 3、「第2配備」は職員の概ね2 / 3（第1配備の人員含む）、「第3配備」は全職員。
- ・ 部長は庶務担当課にて記載願います。なお、部長及び課長は第1配備となります。
- ・ 「自宅から徒歩による所要時間」については全職員記入。「自宅から自転車による所要時間」については自転車による出勤可能な職員。
- ・ 「職員参加場所・人員」、「流山市指定避難所」については、別紙を参照してください。

資料 38 自衛隊の災害派遣要請について(依頼)

第 号  
年 月 日

千葉県知事 様

流山市長

自衛隊の災害派遣要請について(依頼)

このことについて、自衛隊法第 8 3 条第 1 項の規定による自衛隊の派遣を、下記のとおり依頼します。

記

1 災害の状況及び派遣を要請する事由

- (1) 災害の状況
- (2) 派遣を要請する事由

2 派遣を希望する期間

年 月 日( 時 分)から災害応急対策の実施が終了するまでの間

3 派遣を希望する区域及び活動内容

- (1) 活動希望区域
- (2) 活動内容

4 その他参考となるべき事項



資料 39 自衛隊の災害派遣部隊の撤収について(依頼)

第 号  
年 月 日

千葉県知事 様

流山市長

自衛隊の災害派遣部隊の撤収について(依頼)

年 月 日付け 号で依頼したこのことについて、下記のとおり  
派遣部隊の撤収要請を依頼します。

記

1 撤収日時 年 月 日

2 撤収理由

3 その他必要事項

様式 40 自衛官及び消防吏員の作成する措置命令・措置通知書

(表)

措置命令 通知書 措 置															
年 月 日															
署長様															
同条第 1 項の規定により															
災害対策基本法第 76 条の 3 第 3 項及び第 4 項の規定において準用する															
同条第 2 項の規定により															
措置命令															
を行ったので、同条第 6 項の規定により、下記のとおり通知します。															
措 置															
所属 氏名															
印															
1 日時	年 月 日 <table style="float: right; margin-left: 20px;"> <tr> <td style="text-align: center;">午前</td> <td style="width: 20px;"></td> <td style="width: 20px;"></td> <td style="width: 20px;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">時</td> <td style="text-align: center;">分</td> <td style="width: 20px;"></td> <td style="width: 20px;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">午後</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>			午前				時	分			午後			
午前															
時	分														
午後															
2 場所															
3 (措置命令・措置)を行った者	所属 氏名														
4	措置命令の場合	措置命令を受けた者	住 所												
			氏 名												
			番号票に表示されている番号												
	措置の場合	措置に係る物件の(占有者・所有者・管理者)	住 所												
			氏 名												
			番号票に表示されている番号												
5 (措置命令・措置)の内容															

(裏)

6 (措置命令・措置)を行った場所の前後の状況	
7 備 考	

- 備考 1 6には、破損を行った場合、破損の生む及び破損状況も記載すること。
- 2 ( )内については、該当するものを で囲むこと。
- 3 破損を行った場合には、破損前後の状況を撮影した写真を添付すること。
- 4 所定の欄に記載できないときは、別紙に記入の上、これを添付すること。

用紙の大きさはA4とする。

様式 41 災害用医薬品等の供給要請について

年 月 日

柏健康福祉センター長 様

市 災 害 対 策 本 部 長

災害用医薬品等の供給要請について

このことについて、救護所において災害用医薬品等を必要とするため、下記のとおり供給を要請します。

記

救 護 所 名				
搬 送 先 ( 住 所 )				
受 領 責 任 者 職 氏 名 連 絡 先	( )			
納 品 希 望 日 時	月 日 ( 時 )			
供 給 要 請 数	品 名 ( 又 は 用 途 )	剤 型	内 容	数 量
備 考				

(注)1 供給要請は原則として文書とする。但し、災害時の緊急性、情報網の混乱等状況に応じて、口頭を含めた多様な方法を可とする。

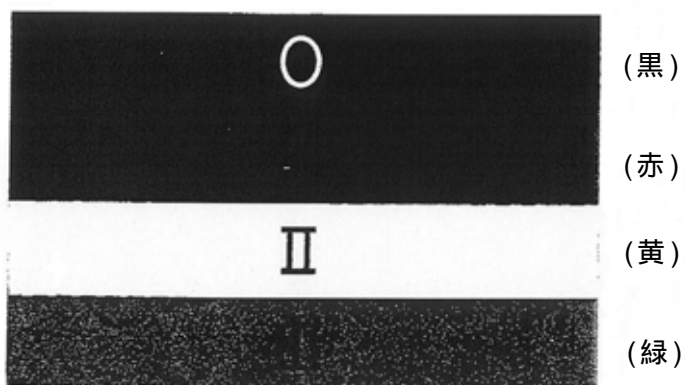
2 供給要請数量は、別紙による対応を可とする。

様式 42 トリアージ・タグ

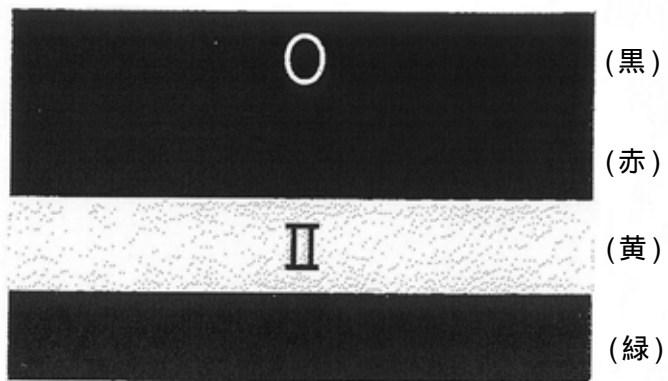
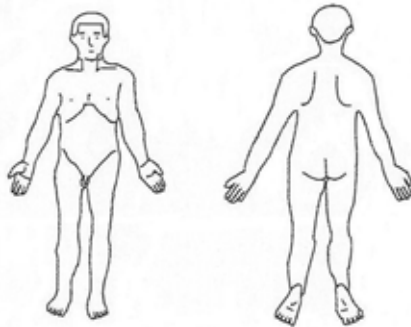
(災害現場用)

No.	氏名 (Name)	年齢 (Age)	性別 (Sex) 男 (M) 女 (F)
住所 (Address)		電話 (Phone)	
トリアージ実施月日・時刻 月 日 AM 時 分 PM		トリアージ実施者氏名	
搬送機関名		収容医療機関名	

トリアージ実施場所	トリアージ区分 ○ I II III
トリアージ実施機関	医師 救急救命士 その他
症状・傷病名	
特記事項	



特記事項



(黒)

(赤)

(黄)

(緑)

様式 43 車両、舟艇、航空機調達請求書

車両、舟艇、航空機調達請求書

部	
部 長	課 長

部	
部 長	課 長

年 月 日

請 求 者 所 属 職 氏 名 印	
使 用 日 時	自 月 日 自 時 分 至 月 日 至 時 分
使 用 目 的	応急対策用 待機用
引 渡 場 所	
車 両 ( 舟 艇 、 航 空 機 ) 種 及 び 数 量	
適 用	

(注) 目的が終了したときは、請求者は財務会計班へ直ちに終了時間等について連絡すること。

様式 44 輸送記録簿

輸送記録簿

車種 No.	年月日	時間	経路	輸送物	内容説明	責任者名



様式 45 避難者名簿

避難者名簿

流山市

避難所名		担当職員名	
------	--	-------	--

住所					地区名	
氏名	続柄	性別	年齢	入所日	事務所記入欄（退所日等）	
	男	女	計			
	名	名	名			

様式 46 避難所入所記録簿

避難所入所記録簿（その1）

（市民）

流山市

避難所名		担当職員名	
------	--	-------	--

番号	入所 年月日時	氏名 生年月日	現住 所	男女 別	世帯主 との 続柄	職業 在学 学校 学年	摘 要
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							

避難所入所記録簿（その2）

（市民以外）

流山市

避難所名		担当職員名	
------	--	-------	--

番号	入所年月日時	氏名 生年月日	本籍地	現住地	男女別	職業及び 勤務先	摘要
1							1 行商 2 旅行 3 社用出張 4 その他
2							1 行商 2 旅行 3 社用出張 4 その他
3							1 行商 2 旅行 3 社用出張 4 その他
4							1 行商 2 旅行 3 社用出張 4 その他
5							1 行商 2 旅行 3 社用出張 4 その他
6							1 行商 2 旅行 3 社用出張 4 その他
7							1 行商 2 旅行 3 社用出張 4 その他
8							1 行商 2 旅行 3 社用出張 4 その他
9							1 行商 2 旅行 3 社用出張 4 その他
10							1 行商 2 旅行 3 社用出張 4 その他

様式 47 応急食糧緊急引渡要請書

応急食糧緊急引渡要請書

年 月 日

千葉食糧事務所千葉支所長様

〔千葉食糧事務所千葉支所保管指導担当者〕  
〔政府指定倉庫の責任者〕

流山市長

災害のため政府所有食糧の緊急引渡方お願いします。

1 緊急引渡を必要とする事由

2 緊急配給の対象受配者数、配給期間及び所要量

項目		災害地域			
り 災 者	人 員				
	配 給 期 間				
	基 準 量				
	所 要 量 ( A )				
災 害 救 助 者	人 員				
	配 給 期 間				
	基 準 量				
	所 要 量 ( A )				
所要量合計 ( A ) + ( B )					

3 引渡しを希望する場所

4 引取人氏名

様式 48 応急食糧受領書

応 急 食 糧 受 領 書

年 月 日

( 倉庫業者 ) 様

引取人

住所氏名

年 月 日付け応急食糧緊急引渡指示(書)に基づく下記物品を受領いたしました。

種類	産年	種別	包装	量目	1等	2等	3等		計	倉所	倉番	備考
												トラック 立会者
合 計										(照合印)		

様式 49 炊出し供給状況表

炊出し供給状況表

市町村名 \_\_\_\_\_

炊出し場の 名称	月 日			月 日			月 日			月 日			合計	実支出額 円	備考		
	朝	昼	夜	朝	昼	夜	朝	昼	夜	朝	昼	夜					
計																	

資料 50 給食記録表

給 食 記 録 表

[給食実施場所名] \_\_\_\_\_ ( No. \_\_\_\_\_ )

月 日	朝 食		昼 食		夕 食	
	見込数	給食数	見込数	給食数	見込数	給食数
月 日	食	食	食	食	食	食
月 日	食	食	食	食	食	食
月 日	食	食	食	食	食	食
月 日	食	食	食	食	食	食
月 日	食	食	食	食	食	食
月 日	食	食	食	食	食	食
月 日	食	食	食	食	食	食
月 日	食	食	食	食	食	食
月 日	食	食	食	食	食	食
月 日	食	食	食	食	食	食
月 日	食	食	食	食	食	食
月 日	食	食	食	食	食	食
月 日	食	食	食	食	食	食
月 日	食	食	食	食	食	食
月 日	食	食	食	食	食	食
月 日	食	食	食	食	食	食
月 日	食	食	食	食	食	食
月 日	食	食	食	食	食	食
月 日	食	食	食	食	食	食
月 日	食	食	食	食	食	食

様式 51 救援物資申出書

救援物資申出書

受付日時	受付担当者名		申出者		物資の内容		交通手段	到着日時(予定)		同行人員	輸送先 (物資集積場所)	備考
	日	時間	氏名	電話	品名	数量		日	時間			







様式 54 義援金品領収書

義 援 金 品 領 収 書

No. \_\_\_\_\_

金 額      ¥ \_\_\_\_\_


以上のとおり受領いたしました。  
ご好意に厚く御礼申し上げます。

年    月    日

\_\_\_\_\_ 様

流山市災害対策本部長

流山市長                      印

様式 55 行方不明者の捜索受付から火・埋葬までの各書式

1 行方不明者等受付簿

種 別	1 行方不明者 2 身元不明の死体 3 死体引受人のいない死体 4 その他						受付 番号
氏 名		性 別		年 齢	歳位	受付者氏名	
本 籍							差出人 (氏名)  (住所)  (電話)
現住所							
死体の 置場							
識別事項 (着衣、所持品、身体、体格等)							
種 別	1 行方不明者 2 身元不明の死体 3 死体引受人のいない死体 4 その他						受付 番号
氏 名		性 別		年 齢	歳位	受付者氏名	
本 籍							差出人 (氏名)  (住所)  (電話)
現住所							
死体の 置場							
識別事項 (着衣、所持品、身体、体格等)							

2 死体調書

		番号	
捜索収容者	防疫衛生班 第 班	代表者 氏名	( 所属 )
死体の種別	1 身元不明の死体    2 死体引受人のない死体    3 その他		
死体発見日時	年    月    日    時    分		
死体発見場所			
死体の身元	本籍		
	現住所		
	氏名		
	識別事項 ( 着衣、所持品、身長、体格等 )		
遺族その他の関係者	現住所		
	氏名		
	死体の引受け	可・不可 ( 引渡し 年 月 日 )	
	遺骨の引取り	可・不可 ( 引渡し 年 月 日 )	
見分 日時 ( 検視 )	月    日    時    分	( 見分者 ( 検視 ) )	
検案日時	月    日    時    分	( 検案医師 )	
火葬許可証 交付日	年    月    日	( 死体発見現場の概略図 )	
火葬日	年    月    日		
( 所持品の処理 )			
( 備考 )			

写真は裏面にはりつけてください。

3 氏名札

流 山 市 災 害 死 体 第 号
氏名 _____

4 死体送付票

送 付 番 号
災 害 死 体 送 付 票
流 山 市 災 害 死 体 第 号
( 氏 名 ) を 送 付 す る
年 月 日 流 山 市 長
( 火 葬 場 ) 宛

5 死体処理票

災害死体番号		第	号
死亡者	氏名	( 歳 )	
	住所		
	死亡年月日		
	死亡原因	年	月 日
	死体発見の日時・場所		
引取人	氏名		
	住所		
	死亡者との関係		
	引取年月日	年	月 日
遺留品	処理番号		
	保管所		
備考(身元不明死体の場合は、死体の特徴等を詳細に記入する)			
死体の収容所			

6 遺骨及び遺留品処理票

遺留品体番号		第	号
遺留品			
引取人	氏名		
	住所		
	死亡者との関係		
	引取年月日	年	月 日
死亡	死体番号		
	氏名		
	住所		
備考			
遺留品保管所			





8 死体処理台帳（災害救助法様式 20）

整理 番号	処理 年月日	死体発見 日・時	死体発見 場所	死亡者 氏名	洗 浄 等 の 処 理				死体の 一時 保存料	検案料	実支出額	備考 (一時保存場所 火・埋葬の有無等)		
					住所・ 氏名	続柄等	品名	単価					数量	金額
	年月日	月日時							円	円				
	年月日	月日時							円	円				
	年月日	月日時							円	円				
	年月日	月日時							円	円				
	年月日	月日時							円	円				
	年月日	月日時							円	円				
	年月日	月日時							円	円				
	年月日	月日時							円	円				
	年月日	月日時							円	円				
	年月日	月日時							円	円				
	年月日	月日時							円	円				
	年月日	月日時							円	円				
	年月日	月日時							円	円				
	年月日	月日時							円	円				
	年月日	月日時							円	円				
	年月日	月日時							円	円				
	小計								円	円				
	合計								円	円				

(注)「小計・合計」欄は、該当しないものを二重線で消すこと。

9 埋葬台帳（災害救助法様式19）

整理番号	死亡年月日	埋葬年月日	死亡者		遺族住所・氏名	埋葬を行った者		火・埋葬場所納骨場所	埋葬費				備考
			氏名	年齢性別		死亡者との関係	住所・氏名		棺（付属品を含む）	埋葬又は火葬量	骨箱	計	
	年月日	年月日							円	円	円	円	
	年月日	年月日							(現物給与) 有・無	(支給等) 円	(現物給与) 有・無	(支給等) 円	
	年月日	年月日							円	円	円	円	
	年月日	年月日							(現物給与) 有・無	(支給等) 円	(現物給与) 有・無	(支給等) 円	
	年月日	年月日							円	円	円	円	
	年月日	年月日							(現物給与) 有・無	(支給等) 円	(現物給与) 有・無	(支給等) 円	
	年月日	年月日							円	円	円	円	
	年月日	年月日							(現物給与) 有・無	(支給等) 円	(現物給与) 有・無	(支給等) 円	
	年月日	年月日							円	円	円	円	
	年月日	年月日							(現物給与) 有・無	(支給等) 円	(現物給与) 有・無	(支給等) 円	
	年月日	年月日							円	円	円	円	
	年月日	年月日							(現物給与) 有・無	(支給等) 円	(現物給与) 有・無	(支給等) 円	
	年月日	年月日							円	円	円	円	
	年月日	年月日							(現物給与) 有・無	(支給等) 円	(現物給与) 有・無	(支給等) 円	
	小計								円	円	円	円	
	合計								(現物給与) 有・無	(支給等) 円	(現物給与) 有・無	(支給等) 円	

(注)1 「埋葬費」欄には、現物給与の有無、埋葬又は火葬費の支給額等も各々記入すること。

2 「小計・合計」欄は、該当しないものを二重線で消すこと。

様式 56 り災証明書

		整理番号	
		年 月 日	
り 災 証 明 書			
世知主 所有者 占有者	住所		
	氏名 世帯人員 名		
災害の原因		1 風水害 2 震災 3 その他 ( )	
り災年月日 時刻		平成 年 月 日 午前 時 分頃 午後	
り災場所		流山市	
り災状況	住家	(1) 全壊 (2) 流出 (3) 半壊 (4) 床上浸水 (5) 床下浸水 (6) その他 ( )	
	人員	(1) 死亡 名 (2) 行方不明 名 (3) 重症 名 (4) 中等症 名 (5) 軽傷 名	
摘 要	証明書の使用目的その他必要な特記事項を記入すること。		
	上記のとおり、り災したことを照明する。  年 月 日		
流山市長			印

様式 57 ㊶災証明書交付簿

㊶災証明書交付簿

年 月 日 ㊶災分

番号	住所	氏名	提出先	枚数	摘要

様式 58 災害情報処理票

災 害 情 報 処 理 票

( No. )

部長	次長	課長	課長補佐	係長	係

災害名【

】

受信日時	年 月 日 時 分	受信者	
情 報 提 供 者	住 所		
	氏 名		
被 害 場 所	住 所		
	住宅地図番号：		
被 害 内 容	1 道路冠水	2 道路標識の倒壊	
	3 その他看板類の倒壊	4 樹木の倒木	
被 害 の 状 況	5 崖くずれ	6 床下浸水	
	7 床上浸水	8 河川の増水	
	9 電柱の倒壊・電線の切断	10 水道管の破裂・断水	
	11 ガス管の破壊・ガス漏れ		
	12 その他		
被 害 の 内 容			

様式 59 家屋被害調査票

家屋被害調査票（住家・非住家 1 戸建用）

No. \_\_\_\_\_

住 所	流山市 (電話)		世帯主	
被害状況	1 床上浸水(床上から cm)		確認者	内容確認のため現場で聴取した人の氏名を記入すること (続柄)
	2 床下浸水(地面から cm)			
	3 店等のフローア-浸水 (フローア-から cm)			
	4 全壊	5 半壊		
	6 一部破損	7 人的損害(死者 人、負傷者 人)		
	8 その他( がけ崩れ、 車の浸水等、 道路冠水、 床下までは浸水しないが、ガレージ、庭等に冠水、 その他 備品等の被害( 外、 点) )			9 被害なし
区分	1 住家( 専用・ 併用) 下欄へ		非住家	事業所名 (店名等)
	2 非住家( ) 右欄へ			業 種
住家・併用含む	家族数 (世帯主を含む)	床上浸水の場合 人 小学生 人 人 中学生 人		代表者名
	併用の場合	(店名等) (業 種)		
	所有区分	1 持家 2 借家 所有者住所 氏名 TEL	し尿区分	1 汲み取り 2 浄化槽
			階別	1 平屋建 2 ( )階建
連絡先	住所	氏名	TEL	
(特記事項)				
1 消毒の必要 有 無				
2 汲み取りの必要 有 無				
3 被災者からの要望、その他 4 不在				
-----				
-----				
-----				
(注)原則として被災者から状況を聞くこと。ただし、不在のため状況を聴取できないときは、現場状況を具体的に記載すること。				
調査日	平成 年 月 日 ( )	調査者	税市資課	
	午前・午後 時 分		税市資課	
(総務班提出用)			提出者収納課	

## 様式 60 千葉県被害情報等報告要領（抜粋）

### 1 目的

県域における各種災害の発生に関し、応急対策を適切に実施するためには、被害の発生・拡大状況及びこれに対してとられた措置等の情報を、迅速かつ正確に収集し報告する必要がある。

本要領は、この点に鑑み、千葉県地域防災計画（風水害等編、震災編）に基づく被害情報等の報告における、千葉県災害対策本部事務局（県災害対策本部未設置の場合は、消防防災課及び地震対策課）への報告について、具体的な運用及び様式を定めるものである。

市町村、県及び防災関係機関にあっては、本要領等に基づき情報の重要度、緊急性等に応じた適切な報告に努めるものとする。

### 2 用語の定義

ア 本部事務局：千葉県災害対策本部事務局（災害対策本部未設置の場合は、消防防災課及び地震対策課）

イ 部門担当部：千葉県災害対策本部の部（災害対策本部未設置の場合は、部・局・庁）

ウ 支部総務班：千葉県災害対策本部各支部総務班（災害対策本部未設置の場合は、支庁総務課）

エ システム端末：千葉県総合防災情報システム端末

### 3 被害情報等収集報告及び報告体系の概要

#### (1) 情報の区分

区 分	内 容	備 考
市町村情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該市町村区域内で発生した人的被害、住家被害及びその他の施設被害等の状況</li> <li>災害対策本部の設置、職員配備、避難等の応急措置の状況を市町村防災主管課においてとりまとめたもの</li> </ul>	
部門情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>県及び防災関係機関( )が把握する農林、土木、商工、福祉、教育、医療、輸送関連施設、ライフライン等の各部門における施設等の被害状況・被害対策組織の設置、職員配備、規制、避難等の応急措置の状況、復旧見込を県各部局及び防災関係機関においてとりまとめたもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>防災関係機関</li> <li>指定(地方)公共機関</li> <li>ライフライン機関</li> <li>鉄道、バス、空港、電気、ガス、水道、電話</li> <li>その他防災上重要な施設 病院、学校、社会福祉施設等</li> </ul>

防災関係機関：指定(地方)公共機関、ライフライン機関(鉄道、バス、空港、電気、ガス、水道、電話)、その他防災上重要な施設(病院、学校、社会福祉施設等)

(2) 報告体系

情報区分	報告区分	報告義務者	報告方法	報告先 (最終)	備考
市町村情報	災害緊急報告	市町村及び消防本部	電話・FAX	県災害対策本部事務局 (又は、県消防防災課及び地震対策課(情報収集作業室))	
	災害総括報告	市町村	システム端末入力		
	災害詳細報告		システム端末入力及び一部情報はFAX等		
部門情報	災害緊急報告	部門担当部及び防災関係機関	電話・FAX		
	災害詳細報告		部門担当部： システム端末入力及び一部は電話・FAX 防災関係機関： 電話・FAX		

(3) 報告ルート概要

別添「報告ルート概要図」のとおり

(4) 報告内容、時期

報告区分	内 容	報 告 時 期	報告義務者
災害緊急報告	災害総括報告及び災害詳細報告のうち県等が広域的に応急対策(組織体制の確立、被災者の救援救護、応急復旧等)を行うために必要な重要かつ緊急性のある事項	・迅速性を第一とし覚知後、直ちに報告(第1報を入れ、以後、詳細が判明の都度報告。部分情報であっても可)	市町村 消防本部(局) 部門担当部 防災関係機関 (ライフライン機関)
災害総括報告	・被害情報 各市町村区域内の人的被害、住家被害及びその他施設等の全般的被害状況(件数等) ・措置情報 災害対策本部の設置、職員配備、住民避難等の状況	原則として1日2回 9時及び15時現在で把握している情報を指定時刻までに報告 県から別途指定があった場合は、指定する時刻までに報告	市町村 (防災担当課)
(市町村) 災害詳細報告	災害総括報告で報告した被害情報の内容(日時・場所・原因等)及び措置情報の詳細		
(部門) 災害詳細報告	・農林、土木、商工、福祉、教育、医療、ライフライン等の各部門における施設等の被害状況 ・機能障害(運行、供給停止等)の状況 ・応急復旧の状況、復旧見込等		部門担当部 防災関係機関 (ライフライン機関)

「災害緊急報告の対象となる事項」参照



< 災害緊急報告の対象となる事項 >

区 分	内 容	備 考
人的被害の発生及びその状況	死者、行方不明者、重傷者、軽傷者	発生・拡大の見込み、応急対策の状況、復旧見込等を含む
住家被害の発生及びその状況	住家全壊、半壊、床上浸水	
防災上重要な公共施設等被害の発生及びその状況	道路、橋梁施設被害(通行規制を伴うもの) 河川、海岸 " (浸水危険性を伴うもの) 港湾、漁港 " (機能障害を伴うもの) ダム、貯水池 " (浸水危険性を伴うもの) 危険物(ガス、石油類、劇毒物等)施設被害 (爆発、漏洩等周辺に危険を及ぼすもの) 土砂災害(人的被害、住家被害及び公共施設被害を伴うもの) 病院、学校、社会福祉施設等被害 (当該施設の業務遂行に支障を来すもの)	
輸送関連施設被害の発生及びその状況	鉄道、バス、空港等施設被害 (運行停止、不能を伴うもの)	
ライフライン施設被害の発生及びその状況	電気、ガス、水道、下水道施設被害 (供給停止、不能を伴うもの) 電話施設被害(通話不能を伴うもの)	
火災	地震による火災発生の場合に限る	
避難措置、救護所開設等の状況	避難勧告、指示、自主避難 救護所の開設状況	
災害対策本部設置等の状況	市町村災害対策本部設置、廃止、職員配備 防災関係機関の災害対策組織設置、廃止、職員配備 県出先機関、市町村の災害対策機能(通信、庁舎等)障害	
その他	災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認められるもの	

#### 4 市町村の報告

市町村は、当該市町村の区域内に災害が発生したときは、千葉県地域防災計画、本要領及び市町村地域防災計画等の定めるところにより、速やかにその被害状況を取りまとめて県に連絡するとともに、災害応急対策に関する市町村のすでに措置した事項及び今後の措置に関する事項について連絡し、応援の必要性等を連絡するものとする。

この際、防災主管課と各部門担当課との間の連絡を密にすること。

##### (1) 基本的事項

市町村は、収集、連絡の迅速・正確を期すため、あらかじめ被害の種別、地域等に応じ情報の収集、連絡に係る組織、設備、要領等の整備を図っておくこと。

このため、地域の実情を踏まえ、消防団、自主防災組織、町内会等地域住民からの通報等も含めた情報収集体制の強化を図っておくこと。

##### (2) 情報の収集

ア 市町村は、災害情報の収集に当たっては、所轄警察署と緊密に連絡するものとする。

イ 被害の程度の調査に当たっては、市町村内部の連絡を密にし、調査漏れ及び重複のないよう留意し、相違ある被害状況については、報告前において調整しなければならない。

ウ 被害世帯人員等については、現地調査のみでなく、住民登録とも照合し、その正誤を確認するようにしなければならない。

エ 全壊、流失、半壊、死者及び重傷等が発生した場合は、その住所、氏名、年齢等を速やかに調査するものとする。

##### (3) 情報の報告

市町村は、管轄地域内の被害状況等について、次により県に報告するものとする。

###### ア 報告すべき事項

災害の原因

災害が発生した日時

災害が発生した場所又は地域

被害の状況

災害に対してとった措置及び今後とろうとする措置

- ・ 災害対策本部の設置状況及び職員の配備状況
- ・ 主な応急措置の実施状況
- ・ その他必要事項

災害救助法の適用の要否及び必要とする救助の種類

その他必要な事項

イ 被害の認定基準

別表「被害の認定基準」に基づき判定する。

(4) 本部事務局への報告種別、時期、方法等

各市町村は、把握した被害情報及び措置情報を、次の報告種別により報告する。

ア 災害緊急報告

迅速性を第一とし、覚知後直ちに、電話・FAXにより報告する。

部分情報、未確認情報であっても報告するものとする。

イ 災害総括報告（即報）

被害情報及び措置情報の全般的な情報を、定時にとりまとめ報告する。

原則として1日2回、9時及び15時現在で把握している情報を指定時刻まで、総合防災情報システム端末に入力し、報告する。

「被害なし」及び「措置なし」であっても、報告の送信は行うものとする。

ウ 災害総括報告（確定報告）

応急対策終了後、10日以内に、報告する。本報告は、災害復旧の基礎となるものであるから、正確を期すること。

防災情報システム端末に入力した上で、文書により県支部総務班を經由して報告する。

エ 災害詳細報告

災害総括報告で報告する被害情報及び措置情報の詳細を報告する。

災害総括報告の定時報告と併せて、システム端末に入力し、報告する。なお、入力は、情報を把握する都度、随時行うことができるものとする。

イ・エの報告において、システム端末の障害等により入力報告できない場合は、本要領の報告様式に記載し、電話・FAXにより報告する。これら報告の内容、時期、方法等の詳細は、次表a、b、cのとおりとする。

(5) 県に報告できない場合の国（消防庁）への報告

次表cの災害総括報告様式（様式2-1）に記載し、電話・FAX等により消防庁へ報告する。

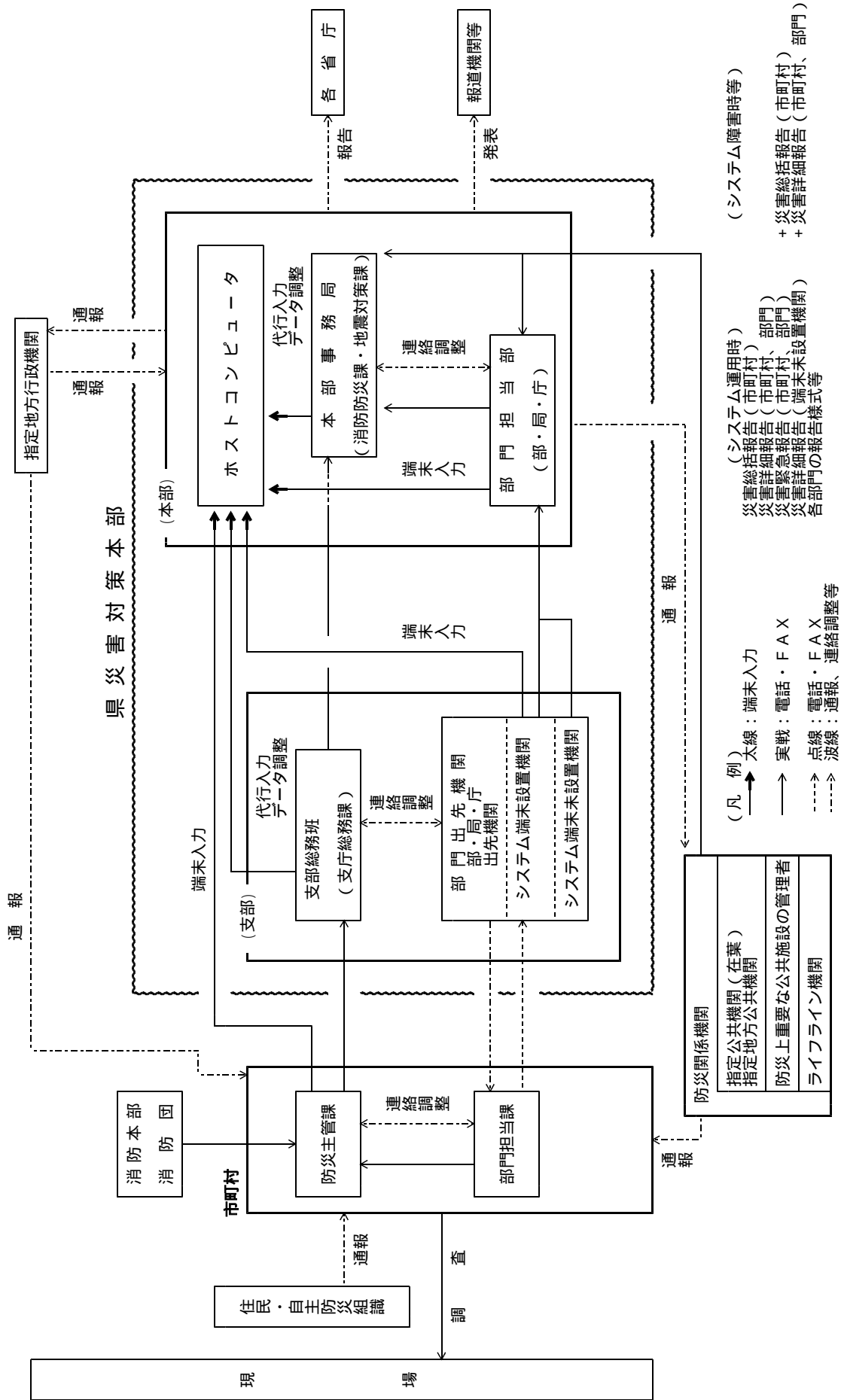
(6) 地震等により、火災が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防機関への通報が殺到した場合、直ちに電話（FAX）により消防庁及び千葉県消防防災課へ報告する。

この場合、次表cの災害緊急報告様式（様式1-1）あるいは、火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付け消防第267号消防庁長官通知）に定める第4号

様式(その2)を活用することとするが、発災直後の対応を念頭においていることから、報告内容は通報受信状況の概要で足りるものとして、把握できている異常現象に係る情報があれば適宜補足すること。

詳細は、「火災・災害等即報要領の取扱いについて(平成7年4月26日付け消防第84号消防庁防災課長通知)」を参照すること。

# 報告ルール概要図



a 市町村の報告の種類

報告の種類		内 容	備考
災害緊急報告		前記「3(4)」参照	
災害 総 括 報 告	即報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害情報 各市町村区域内の人的被害、住家被害及びその他施設等の全般的被害状況(件数等)</li> <li>・措置情報 災害対策本部の設置、職員配備、住民避難等の状況を定時報告する。</li> </ul>	
	確定報告	<p>応急対策が終了した後、10日以内に報告する。本報告は災害復旧の基礎となるものであるから、正確を期すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被害情報 各市町村区域内の被害状況の確定情報</li> <li>・措置情報 災害対策本部の設置、職員配備、住民避難等の確定情報</li> <li>・被害情報 各市町村区域内の施設被害金額、産業別被害金額</li> </ul>	
	年報	4月1日現在で明らかになった1月1日から12月31日までに発生した災害について報告する。	
災害詳細報告		災害総括報告と併せて、災害総括報告の被害情報の内容(日時・場所・原因等)及び措置情報の詳細を報告する。	

b 市町村の報告時期、方法等

報告の種類		報告時期	報告手段	報告ルート	報告様式 (入力画面)
災害緊急報告		覚知後直ちに	電話・FAX等	市町村 支庁 県災対本部事務局 (県消防防災課・ 地震対策課)	次表 「市町村の報告様式及び入力画面一覧」 のとおり。
災害 総括 報告	即報	原則として 1日2回 9時・15時 現在で把握 している情報 を指定時刻 まで 県から別途 指定があった 場合はその指 定する時刻ま で	システム端末入 力  「被害なし」及び「措置なし」 でも、報告送信を行う。	市町村 <入力>  県災対本部事務局 (県消防防災課・ 地震対策課)	
			システム端末の 障害等により、 入力報告できな い場合、電話・ FAX等  「被害・措置なし」の場合も、 その旨支庁へ連絡する。	市町村 支庁 県災対本部事務局 (県消防防災課・ 地震対策課)	
	確定報告	応急対策終了 後10日以内	システム端末に 入力の上、 <u>文書</u> により、報告す る。	市町村 支庁 県災対本部事務局 (県消防防災課・ 地震対策課)	
年報	4月20日	システム端末の 帳票を打ち出し た文書により報 告する。	市町村 支庁 県消防防災課		
災害 詳細 報告	人的被害 及び 住家被害	原則として 1日2回 9時・15時 現在で把握 している情報 を指定時刻 まで 県から別途 指定があった 場合はその指 定する時刻ま で	電話・FAX等	市町村 支庁 県災対本部事務局 (県消防防災課・ 地震対策課)	
	人的・住 家被害以 外の被害		システム端末入 力  入力は、情報を把握する都度 随時行うことができるものと する。	市町村 支庁 県災対本部事務局 <入力> (県消防防災課・ 地震対策課)	
			システム端末の 障害等により、 入力報告できな い場合、 電話・FAX等	市町村 支庁 県災対本部事務局 (県消防防災課・ 地震対策課)	

c 市町村の報告様式及び入力画面一覧

報告の種類	報告様式		防災情報システム入力画面
災害緊急報告	災害緊急報告(その1)	様式 1-1	—————
災害総括報告 <即報>	災害緊急報告(その1)	様式 2-1	災害総括報告 措置情報画面 災害総括報告 被害情報画面
災害総括報告 <確定報告>	災害緊急報告(その1) 災害緊急報告(その2)	様式 2-1 様式 2-2	災害総括報告 措置情報画面 災害総括報告 被害情報画面 災害総括報告 被害額情報画面 } 入力して 帳票で 文書報告
災害総括報告 <年報>			—————
災害詳細報告	避難状況詳細報告	様式 3	避難状況詳細報告画面
	避難所・救護所開設状況報告	様式 4	避難所・救護所開設状況報告画面
	人的被害詳細報告	様式 5	人的被害・住家被害詳細報告画面 同時に様式3及び4を支庁経由で、 FAX報告するものとする。
	住家被害詳細報告	様式 6	
	文教施設被害詳細報告	様式 7	文教施設被害詳細報告画面
	病院被害詳細報告	様式 8	病院被害詳細報告画面
	公共土木施設被害詳細報告	様式 9-2、3	道路被害詳細報告画面 橋梁被害詳細報告画面 河川被害詳細報告画面 砂防被害詳細報告画面
	港湾施設等被害詳細報告	様式 10-2	
	がけくずれ被害報告	様式 11	
	交通規制情報	様式 12	
	清掃施設被害詳細報告	様式 13	清掃施設被害詳細報告画面
	鉄道被害詳細報告	様式 14	鉄道被害詳細報告画面
	水道被害詳細報告	様式 15-1、2	水道被害詳細報告画面
	電気被害詳細報告	様式 16	電気被害詳細報告画面
	電話被害詳細報告	様式 17	電話被害詳細報告画面
	ガス被害詳細報告	様式 18	ガス被害詳細報告画面
	社会福祉施設被害詳細報告	様式 19	社会福祉施設被害詳細報告画面
	その他施設被害詳細報告	様式 20	その他施設被害詳細報告画面
	火災発生状況報告	様式 21	火災発生状況報告画面



被害の認定基準（災害総括報告）

区分	被害項目	認定基準	具体例等	対応する災害詳細報告
人的被害			<ul style="list-style-type: none"> <li>被害者の居住する市町村と被害発生場所の市町村とが異なる場合は、被害発生場所の市町村が被害報告を行う。</li> </ul>	人的被害詳細報告
	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したものの、又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該災害による負傷者が、発災後48時間以内に死亡した場合は、「死者」として扱う。</li> <li>重傷又は軽傷の別が明らかでない場合は、とりあえず負傷者として報告する。</li> <li>要治療期間については、可能な限り、診断した医師又は病院から正確な情報を得ること。</li> </ul>	
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。		
	重傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みのものとする。		
	軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みのものとする。		

区分	被害項目	認定基準	具体例等	対応する災害詳細報告
住家被害		住家とは、現実の居住のために使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>別荘等で現に人が居住していないものは、「非住家」として扱う。</li> <li>倉庫等は通常非住家と認められるが、人が居住している場合で、当該居住部分に被害を生じた場合は「住家被害」として計上し、非住家被害としては計上しない。</li> <li>店舗併用住宅の居住部分は「住家」として扱い、店舗部分は「非住家」として扱う。また、両部分にわたり被害を生じた場合は「住家被害」として計上し、非住家被害として計上しない。</li> <li>「棟」とは、一つの独立した建物をいい、離れ、納屋、倉庫等は母屋とは別に1棟として扱う。ただし、ごく小規模なものは除く。二つ以上の棟が渡廊下等で接続している場合には各1棟として計上する。</li> <li>屋根瓦の相当部分が落ちた場合は、「一部破損」となるが、屋根の主要部分に被害が生じた場合は、「半壊」以上として扱う。</li> <li>アパート、マンション等の集合住宅が被害を受けた場合は、被災棟数は1棟とし、被災世帯数はその建物に居住する世帯数を計上する。</li> <li>アパート、マンション等の集合住宅で2階建て以上の建物の被災世帯は次により取扱う。 <ul style="list-style-type: none"> <li>1階部分が床下浸水の場合、1階に居住する世帯数のみでなく、その建物の居住する世帯数を「床下浸水」に計上する。</li> <li>1階部分が床上浸水の場合、1階に居住する世帯数は「床上浸水」に、2階以上に居住する世帯数は「床下浸水」に計上する。</li> </ul> </li> </ul>	住家被害詳細報告
	全壊	住家が滅失したもので、具体的には住家の損壊、若しくは流出した部分の床面積が、その住家の延べ面積の70%以上に達したもので、又は住家の主要構造部の被害額が、その住家の時価の50%以上に達した程度のものである。		
	半壊	住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに使用できるもので、具体的には損壊部分が、その住家の延べ面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要構造部の被害額が、その住家の時価の20%以上50%未満のものである。		
	一部破損	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものである。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。		
	床上浸水	住家の床より上に浸水したものと及び全壊・半壊には該当しないが、土砂・竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。		
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものととする。		

区分	被害項目	認定基準	具体例等	対応する災害詳細報告
非 住 家 被 害		<p>非住家とは、住家以外の建物で、この報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。</p> <p>これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。</p> <p>非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>別荘等で現に人が居住していないものは、「非住家」として扱う。</li> <li>倉庫等は通常非住家と認められるが、人が居住している場合で、当該居住部分に被害を生じた場合は「住家被害」として計上し、非住家被害としては計上しない。</li> <li>店舗併用住宅の居住部分は「住家」として扱い、店舗部分は「非住家」として扱う。また、両部分にわたり被害を生じた場合は「住家被害」として計上し、非住家被害としては計上しない。</li> </ul>	
	公 共 建 物	<p>例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>文教施設・港湾・清掃施設等別に項目のあるものは、「公共建物」には含まない。</li> </ul>	<p>社会福祉施設被害詳細報告 その他施設被害詳細報告</p>
	そ の 他	<p>公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>店舗併用住宅の店舗部分のみ被害を受けた場合は、「非住家・その他」として扱う。</li> </ul>	<p>その他施設被害詳細報告 ( 商工被害詳細報告 )</p>
	り 災 世 帯	<p>災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。</p> <p>例えば寄宿舎、下宿、その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>り災世帯及びり災人員の把握に当たっては、現地調査のほか、住民基本台帳等と照合して的確に実施すること。</li> <li>一部破損及び床上浸水の場合は含まない。</li> </ul>	<p>住家被害詳細報告</p>
	り 災 者	<p>り災世帯の構成員とする。</p>		
そ の 他 被 害	文 教 建 物	<p>小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ひとつの学校の中でも、校舎、体育館等複数の施設が被害を受けた場合でも、文教施設1箇所として被害に計上する。</li> </ul>	<p>文教施設被害詳細報告</p>
	病 院		<ul style="list-style-type: none"> <li>医療法(昭和23年法律第205号)第1条第1項に規定する病院(患者20人以上の収容施設を有するもの。)をいう。</li> </ul>	<p>病院被害詳細報告</p>

区分	被害項目	認定基準	具体例等	対応する災害詳細報告
その他被害	道路	道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋梁を除いたものとする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>高速自動車国道、一般国道、県道、市町村道の一般交通の用に供する道で、トンネル、渡船施設等を含む。（農業用道路、林道等を含めない。）</li> <li>道路冠水は被害には含まれないが、交通に影響を及ぼす程度のものについては、その状況を報告すること。</li> </ul>	公共土木施設被害詳細報告 <国、公団、公社管理含む>
	橋	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。		
	河川	河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止、その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河川とする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>溢水は被害に含まれないが、その状況を報告すること。</li> </ul>	公共土木施設被害詳細報告 <国、公団、公社管理含む>
	港湾	港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。		
	砂防	砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防設備、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって、同法が準用される天然の河岸とする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>漁港は「港湾」には含まれない。</li> </ul>	港湾施設等被害詳細報告
	清掃施設	ごみ処理及びびり尿処理施設とする。		
	がけくずれ		<ul style="list-style-type: none"> <li>ごみ処理施設とは、一般廃棄物処理施設と産業廃棄物処理施設をいう。</li> </ul>	清掃施設被害詳細報告
	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。		
	被害船舶	る・かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。		その他被害詳細報告

区分	被害項目	認定基準	具体例等	対応する災害詳細報告
その他被害	水道施設		<ul style="list-style-type: none"> <li>断水を伴う水道事業者等の施設の被害とする。</li> </ul>	水道被害詳細報告(市町村) (水道被害詳細報告(県水道))
	断水戸数	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域により断水の時間帯が異なる場合は、各地域ごとにそれぞれ最も多く断水した時点における戸数を合計する。</li> </ul>	
	電気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域により停電の時間帯が異なる場合は、各地域ごとにそれぞれ最も多く停電した時点における戸数を合計する。</li> </ul>	電気被害詳細報告
	電話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>発信規制により、電話がかかりにくい状態となった場合は、被害には含まれない。</li> </ul>	電話被害詳細報告
	ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち、最も多く供給停止となった時点における戸数とする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域により供給停止の時間帯が異なる場合は、各地域ごとにそれぞれ最も多く供給停止した時点における戸数を合計する。</li> <li>各家庭に取付けられた安全器が、地震等を感じて作動し、供給が一時的に停止された様な場合は、被害に含めない。</li> </ul>	ガス被害詳細報告
	ブロック・石	倒壊したブロック塀または石塀の箇所数とする。		その他被害詳細報告
	田の流失・埋没	田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。		その他被害詳細報告
	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。		
	畑の流失・埋没	田の例に準じて取扱うものとする。		
	畑の冠水			
火災発生		火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものであること。		火災発生状況報告

区分	被害項目	認定基準	具体例等	対応する災害詳細報告
被害金額	公立文教施設	災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については査定済額を記入し、未査定額(被害見込額)はカッコ外書きするものとする。 公立の文教施設とする。		
	農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和25年法律第169号)による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>左の施設として、かんがい排水施設、農業用道路、林道、沿岸漁場整備開発施設、農協・漁協等の所有する倉庫・加工施設・共同作業場等が該当する。(1箇所)の災害復旧工事の事業費が30万円未満のものも加算する。)</li> </ul>	
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和26年法律第97号)による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、漁港及び下水道とする。	(災害復旧事業の1箇所の工事の費用が県に係るものにあつては60万円に、市町村に係るものにあつては30万円に満たないものも加算する。)	
	その他の公共施設	公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公共又は公共の用に供する施設とする。		
	公共施設被害市町村	公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。		
	農業被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。		
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。		
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。		
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、魚具、漁船等の被害とする。		
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。		

措置情報報告基準（総括報告）

区分	項目名	基準等	具 体 例 等	対応する災害詳細報告
活動体制	災害対策本部設置	<p>報告時点において、市町村災害対策本部を設置している場合、その「設置日時」、「配備人員」を報告する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「配備人員」は、配備されている市町村職員の数とする。</li> <li>・ 以後の報告時点において、「配備人員」に増加があった場合は、数を変更して報告する。（最新最大人数を継続報告。）</li> </ul> <p>また、災害対策本部を廃止している場合、「配備人員」は最も多かつた時点の数とし、「設置日時」、「廃止日時」を報告する。</p>	<p>確定報告においては、同一の災害についてとらえた最大の体制の「設置日時」、「廃止日時」、「配備人員」を報告するものとする。</p>	
	本部設置前の体制	<p>報告時点において、市町村災害対策本部設置前の体制をとっている場合、その「設置日時」、「配備人員」を報告する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「配備人員」は、配備されている市町村職員の数とする。</li> <li>・ 以後の報告時点において、「配備人員」に増加があった場合は、数を変更して報告する。（最新最大人数を継続報告。）</li> </ul> <p>また、体制を廃止している場合、「配備人員」は最も多かつた時点の数とし、「設置日時」、「廃止日時」を報告する。</p>		
	活動人員	<p>報告時点までに活動している「消防職員」及び「消防団員」の、延べ人数を報告する。</p>		
	<p>&lt;防災情報システムの報告画面&gt; 未設置 本部設置前 本部設置</p>	<p>それぞれ、活動体制について入力する場合にマークするものであるが、更新入力後は、その時点までの最大の体制にマークして送信すること。</p>	<p>例) 本部廃止 警戒体制 「本部設置前」にマークして警戒体制の情報を入力。マークを「本部設置」に戻して、報告メニュー画面に戻る。</p>	

措置情報報告基準（総括報告）

区分	項目名	基準等	具 体 例 等	対応する災害詳細報告
避難等	避難の種類ごとに、「避難地区数」「避難の日時」「避難世帯数」「避難人数」を報告するとともに、「警戒区域設定の有無」を報告する。			避難状況詳細報告
	勧告	災害対策基本法第60条に基づく避難のための立ち退きの指示、その他の法令に基づくもの	気象情報、警戒巡視等によって得られた情報及び過去の災害事例等を勘案し、住民の生命、身体に被害が及ぶ恐れがあると判断し、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対して行う指示、勧告。	
	指示	災害対策基本法第60条に基づく避難のための立ち退きの指示、その他の法令に基づくもの		
	自主避難	上記勧告又は指示によらない住民の自主的避難（上記勧告又は指示に該当しない呼びかけによる避難を含む。）	気象予警報等により避難、家屋損壊による避難等「避難所を開設してあるので、避難の必要がある人は避難してください。」等、呼びかけ。	
	避難地区数	勧告又は指示においては、発令の対象地域又は区域の数を報告する。 自主避難にあつては、自主的に避難した地域又は区域の数を報告する。	確定報告においては、延べ数を報告する。	
	避難の日時	最初に勧告又は指示あるいは自主避難した日時を報告する。	確定報告も同じ。	
避難所	世帯数・人数	避難している世帯数及び人数を報告する。	確定報告においては、延べ数を報告する。	
	警戒区域の設定	災害対策基本法第63条に基づく警戒区域の設定、その他法令に基づく警戒区域の設定の有無を報告する。	がけくずれや宅地崩壊が発生する恐れがあり、区域を設定して立入を制限する等 確定報告においては、設定事実の有無を報告する。	
	避難所	報告時点における避難所の開設数、並びに収容している世帯数及び人数を報告する。	確定報告においては、同一の災害について開設した避難所の「開設数」並びに収容した「世帯数」及び「人数」の延べ数を報告する。	避難所・救護所開設状況報告
災害救助	災害救助法が適用された場合の、適用日時を報告する。			



その他用語の定義

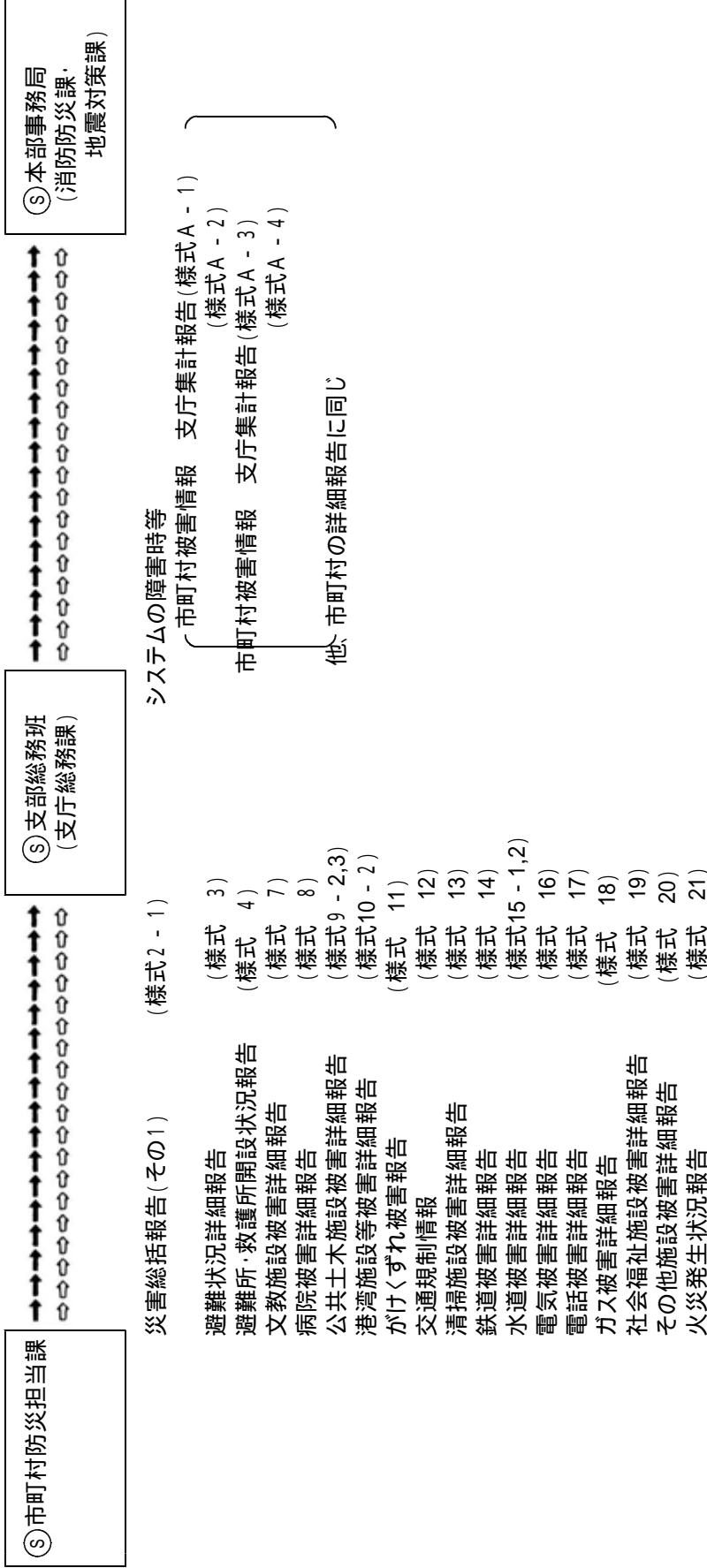
区分	項目名	定義等	具体例等	関係する報告
海	岸	海岸法（昭和31年法律第101号）第2条第1項に規定する「海岸保全施設」とする。		公共土木施設被害総括報告
地	すべり	地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第2条第3項に規定する「地すべり防止施設」とする。		
急傾斜	地	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第2条第2項に規定する「急傾斜地崩壊防止施設」とする。		

被害情報等伝達ルート(市町村情報)

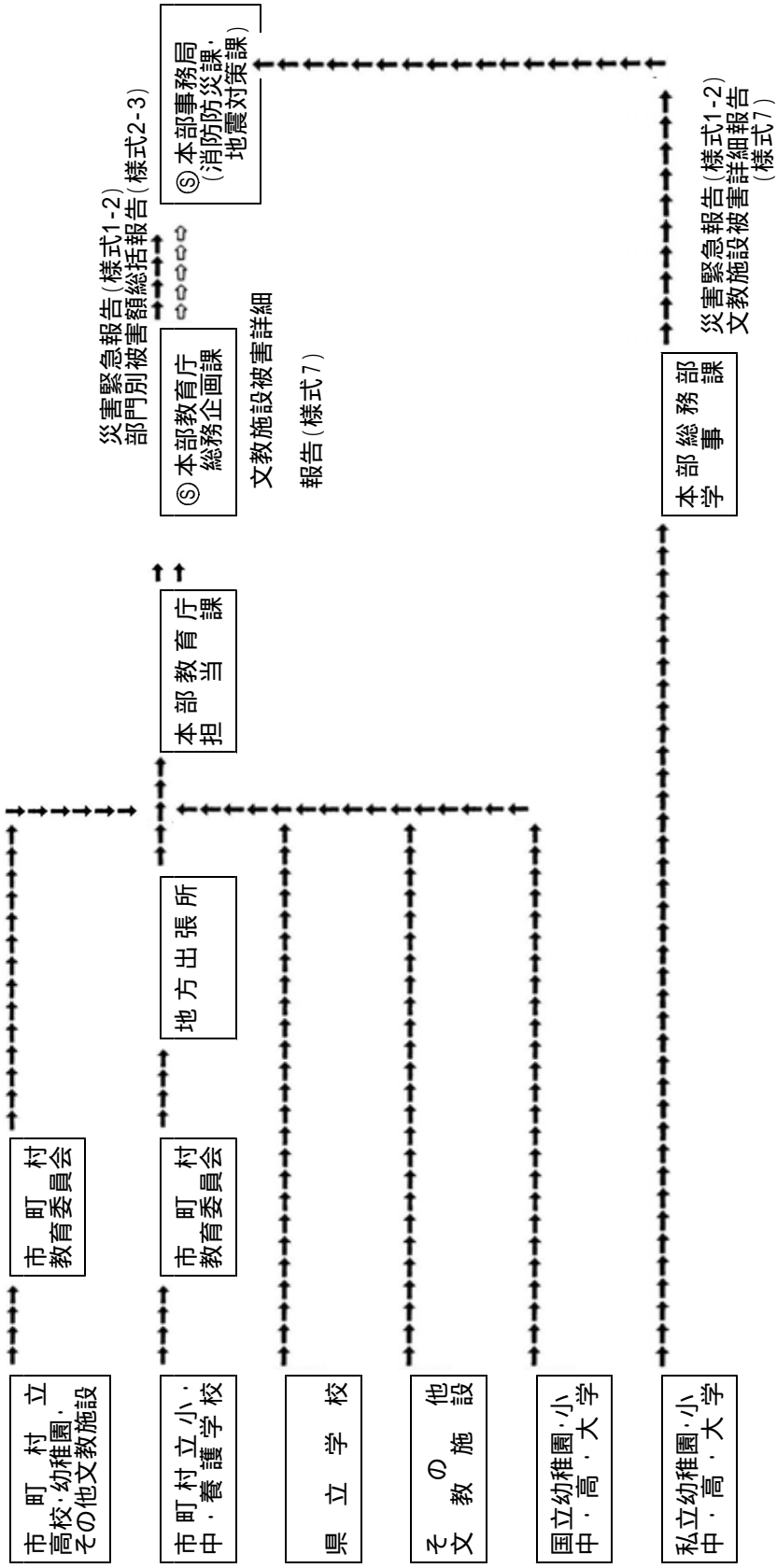
全般的被害等

災害緊急報告(様式1-1)  
 人的被害詳細報告(様式 5)  
 住家被害詳細報告(様式 6)

災害緊急報告(様式1-1)  
 県支部状況報告(様式1-3)  
 市町村災害緊急報告集計表(様式C)  
 人的被害詳細報告(様式 5)  
 住家被害詳細報告(様式 6)

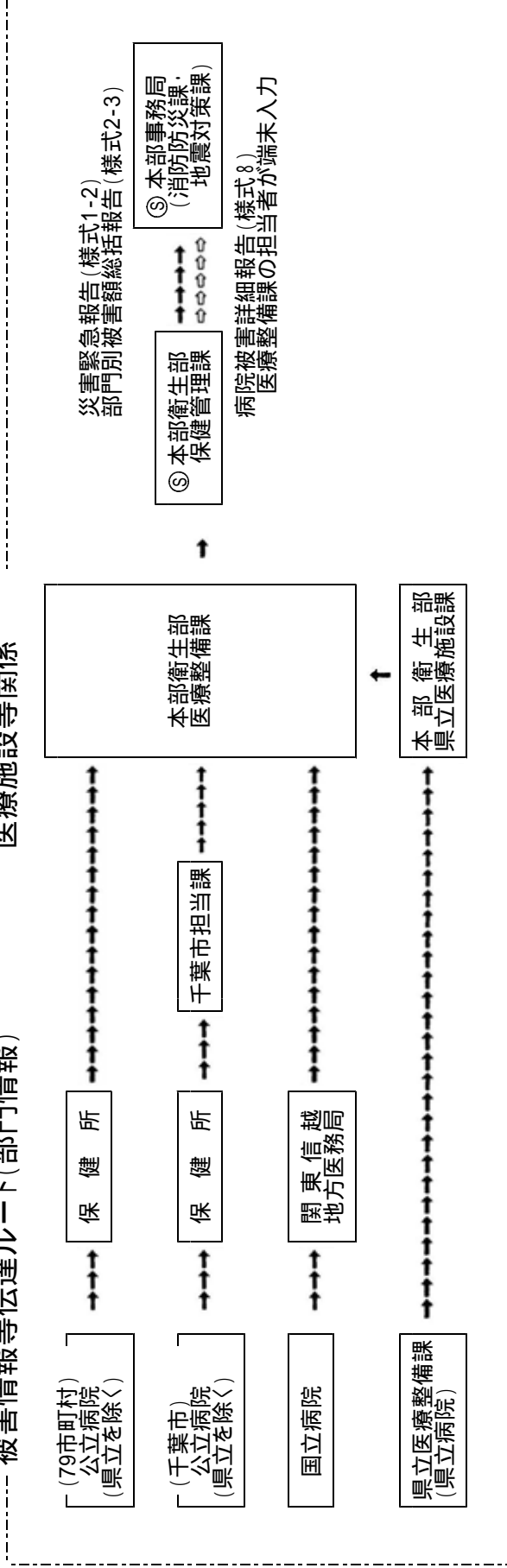


被害情報等伝達ルート(部門情報) 文教施設等関係



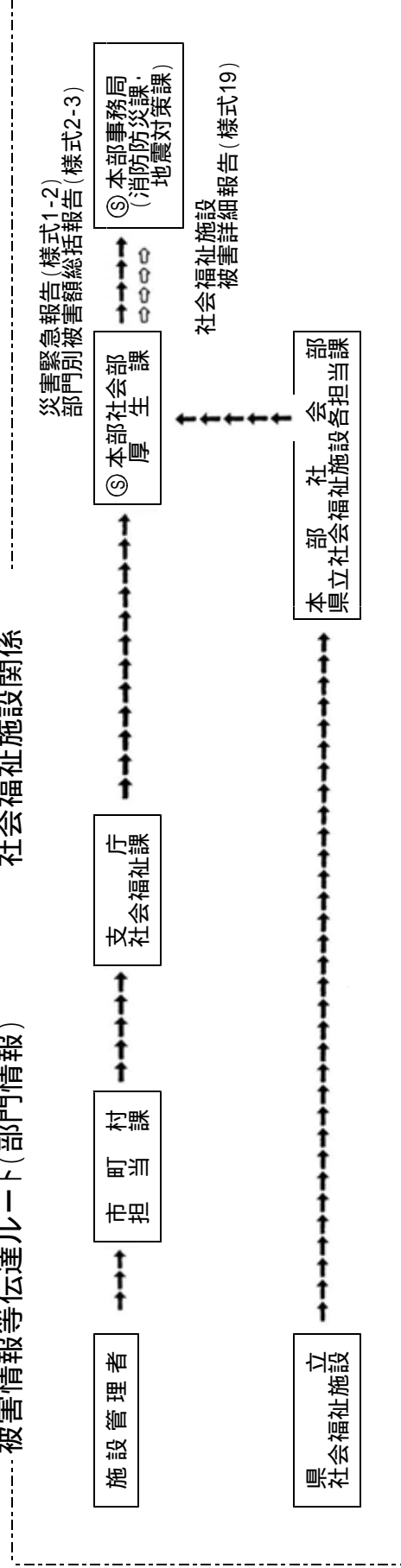
被害情報等伝達ルート(部門情報)

医療施設等関係



被害情報等伝達ルート(部門情報)

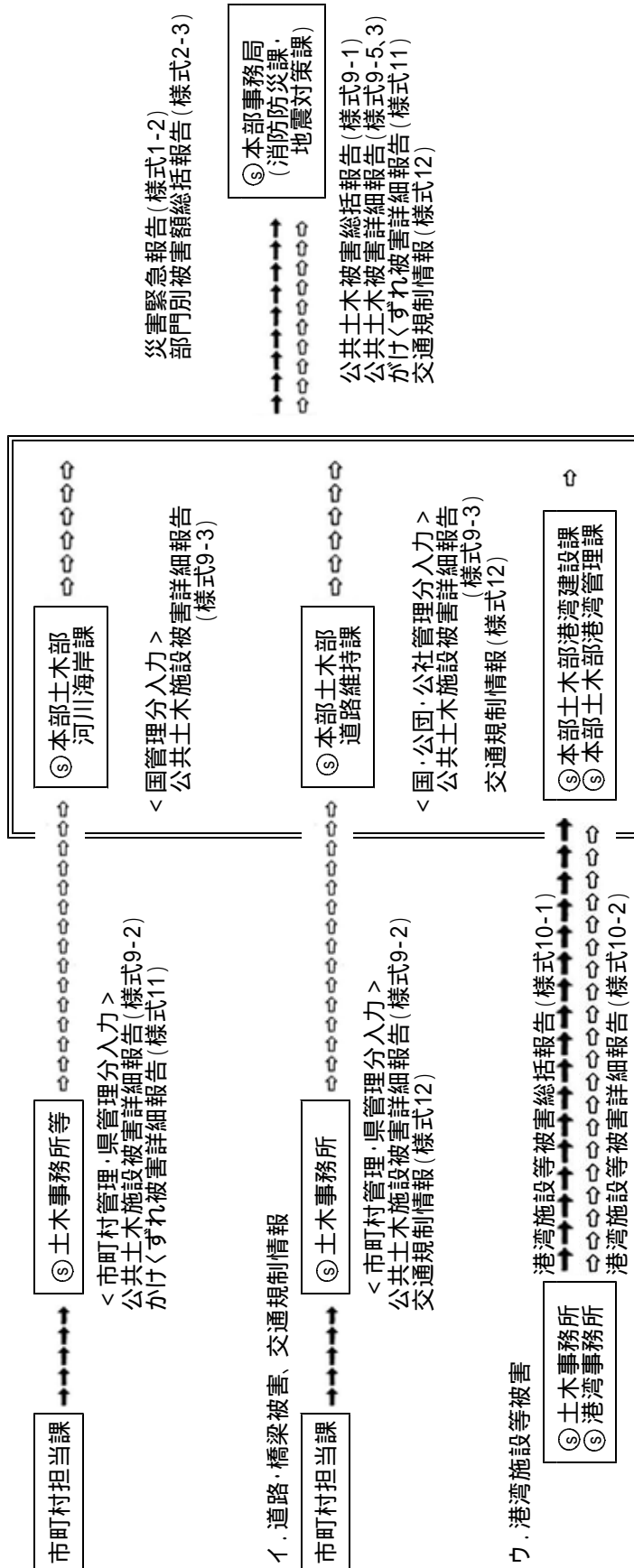
社会福祉施設関係



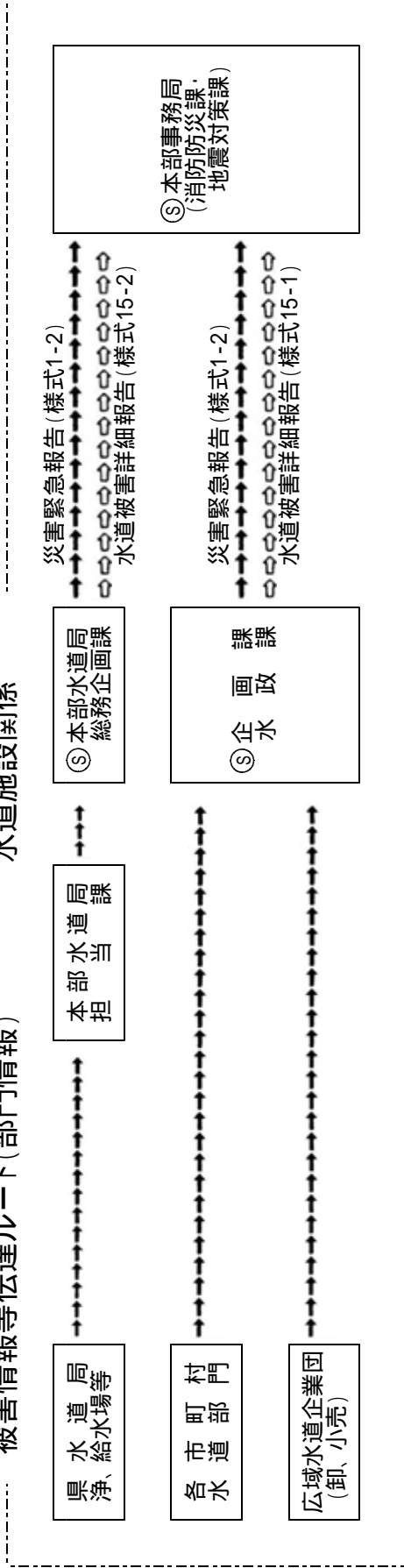
被害情報等伝達ルート(部門情報)

公共土木施設等関係

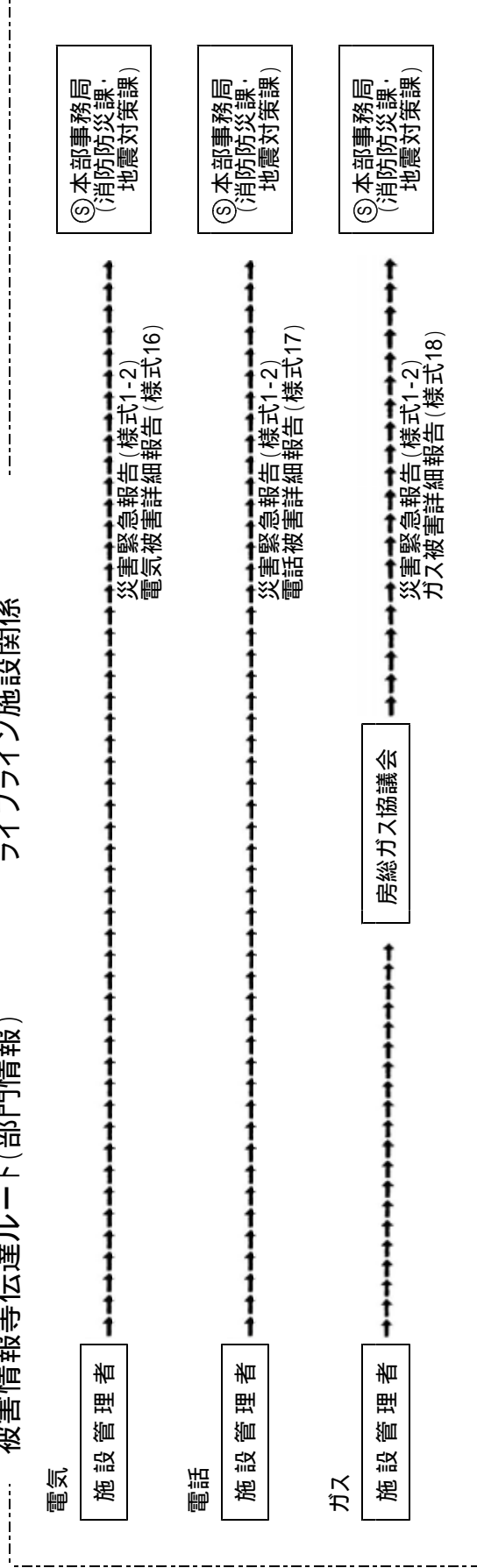
ア. 河川・海岸・砂防・地すべり・急傾斜地・ダム被害、  
がけくずれ被害  
 < 震災時 > : 土木部震災対策会議事務局(道路維持課)  
 < 風水害時 > : 水防本部(河川海岸課)



被害情報等伝達ルート(部門情報) 水道施設関係

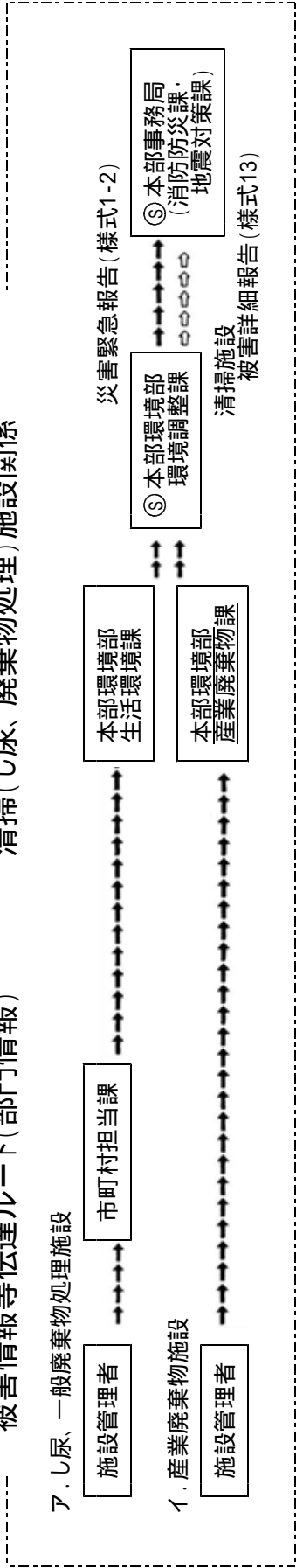


被害情報等伝達ルート(部門情報) ライフライン施設関係



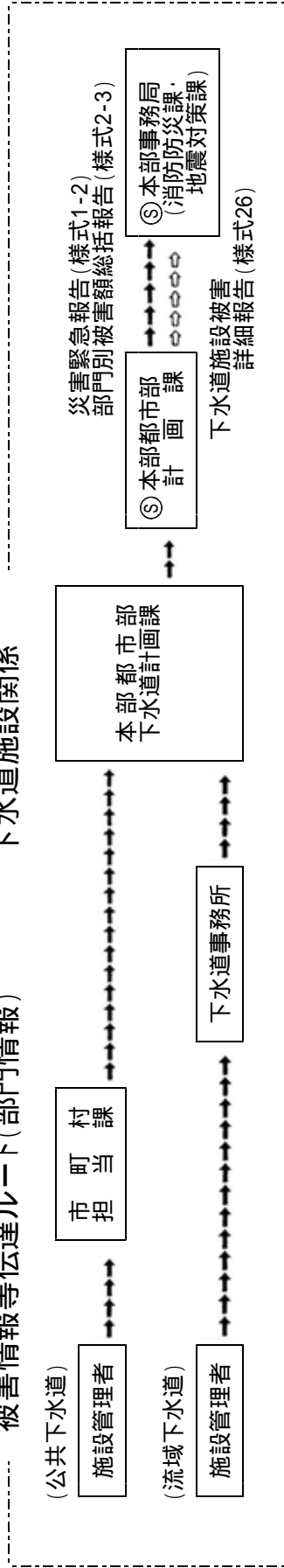
被害情報等伝達ルート(部門情報)

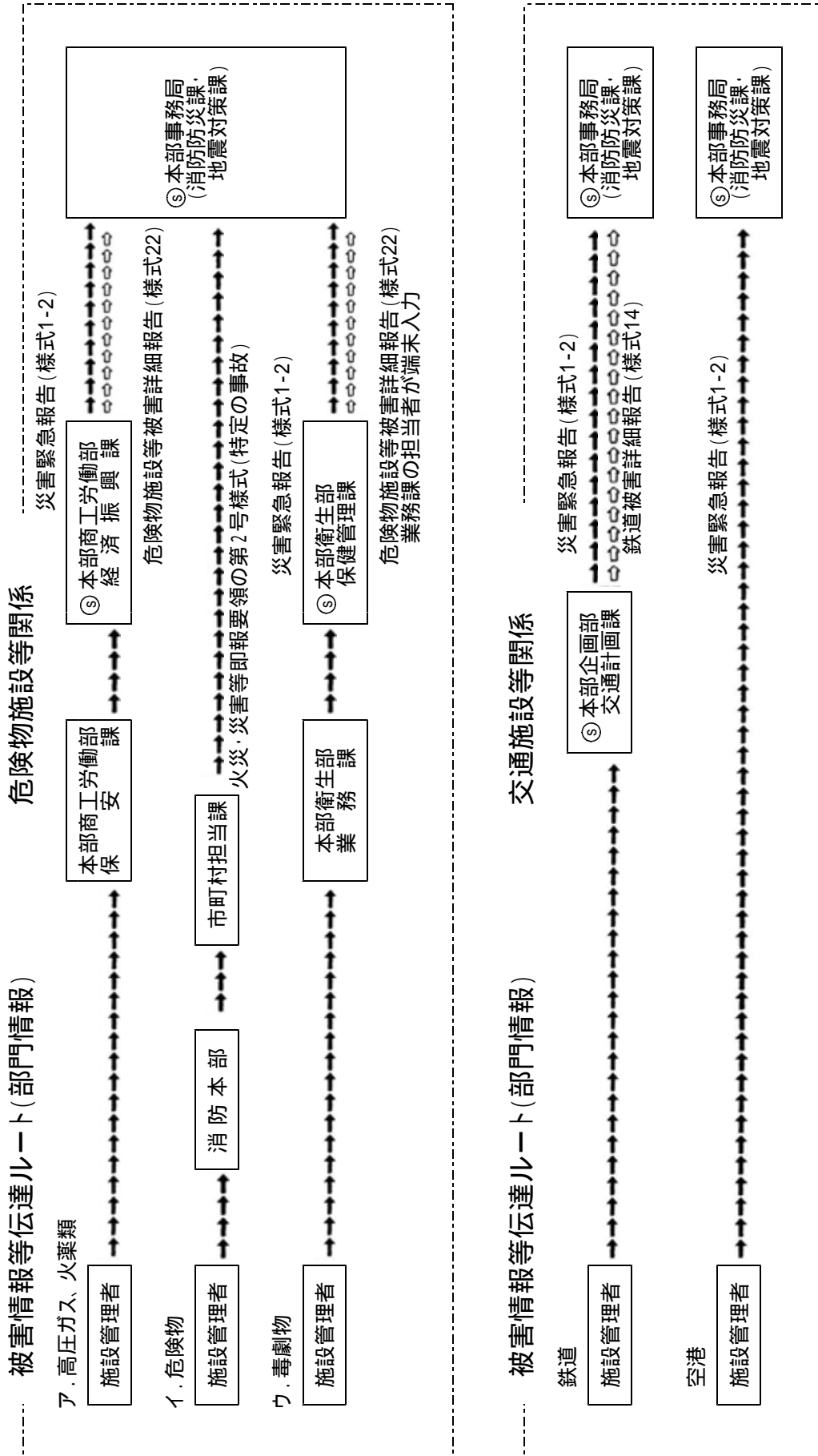
清掃(し尿、廃棄物処理)施設関係



被害情報等伝達ルート(部門情報)

下水道施設関係

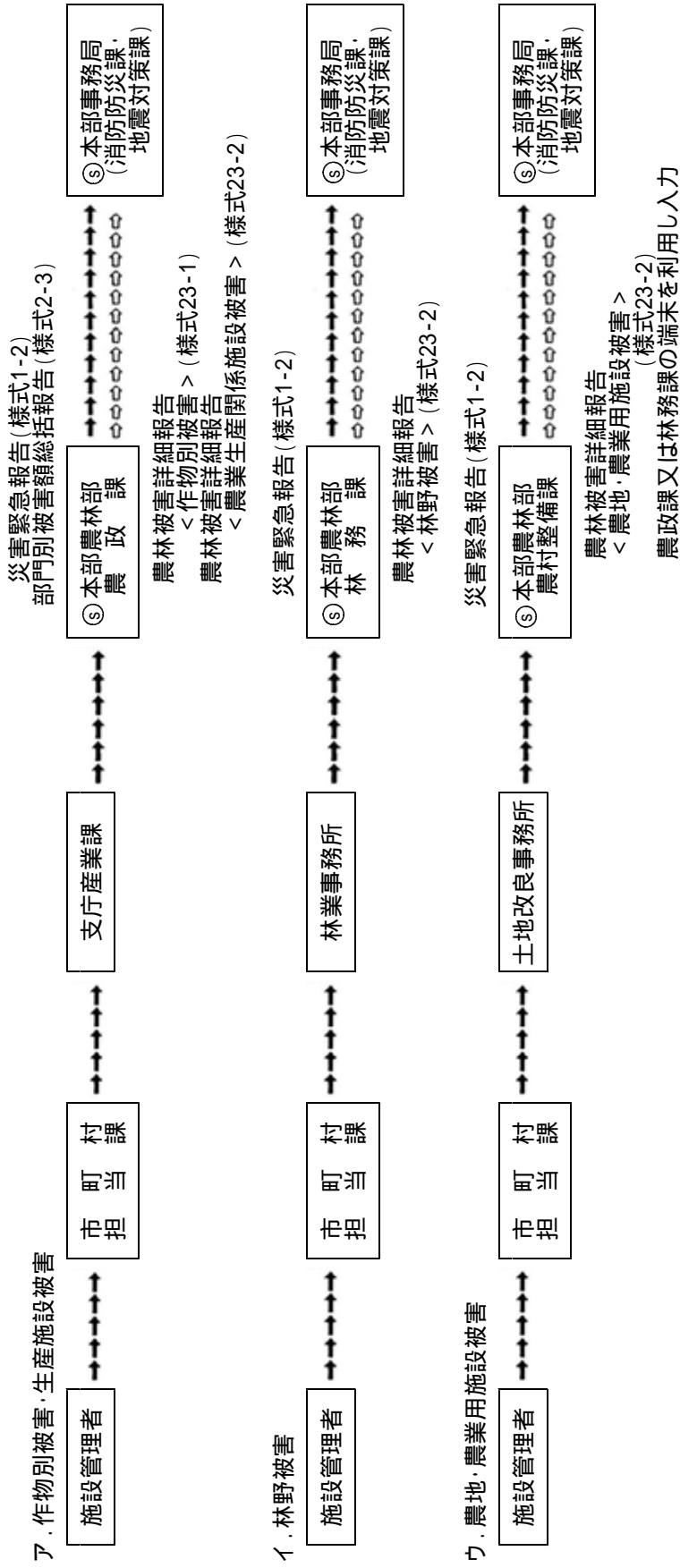






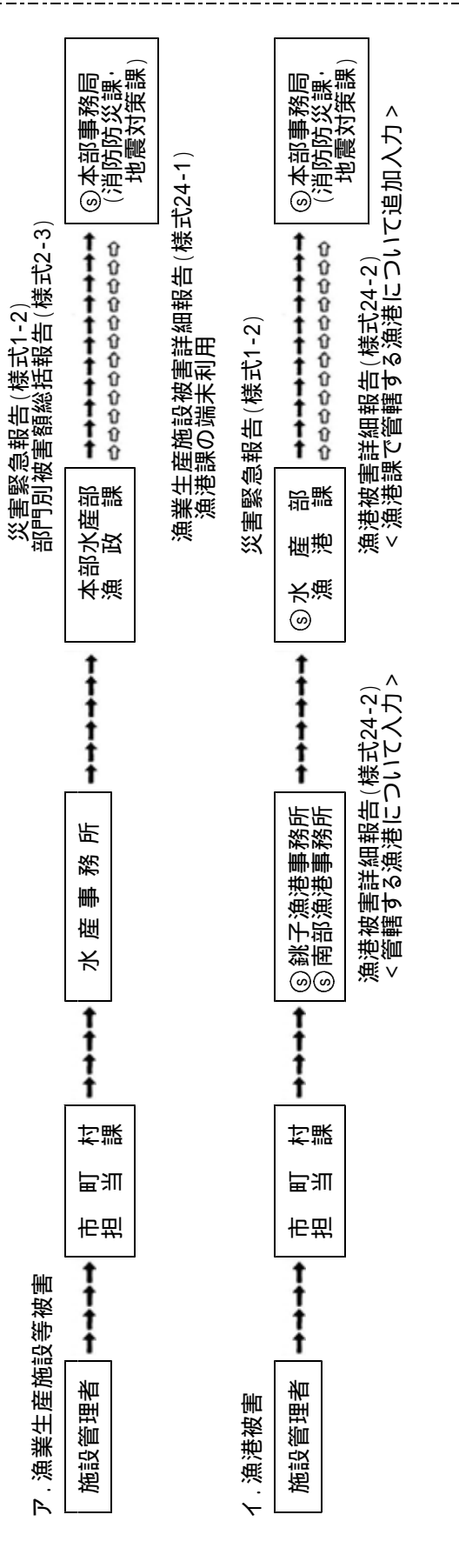
被害情報等伝達ルート(部門情報)

農林業施設等関係



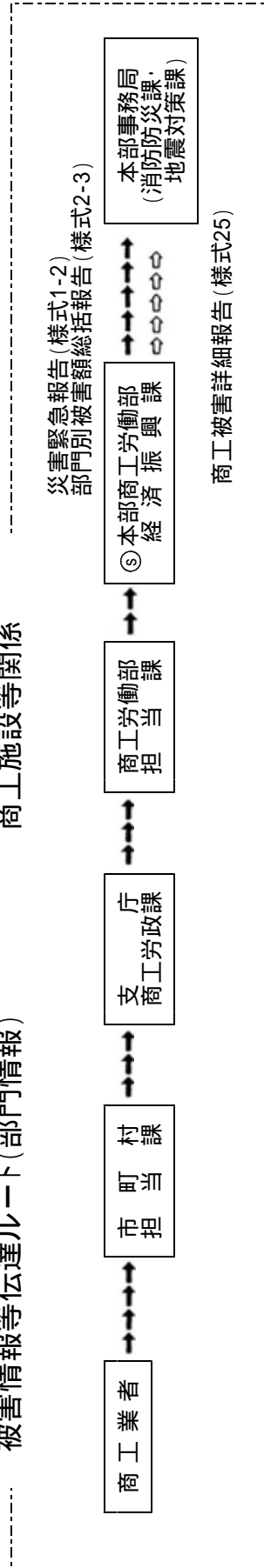
被害情報等伝達ルート(部門情報)

水産業施設等関係



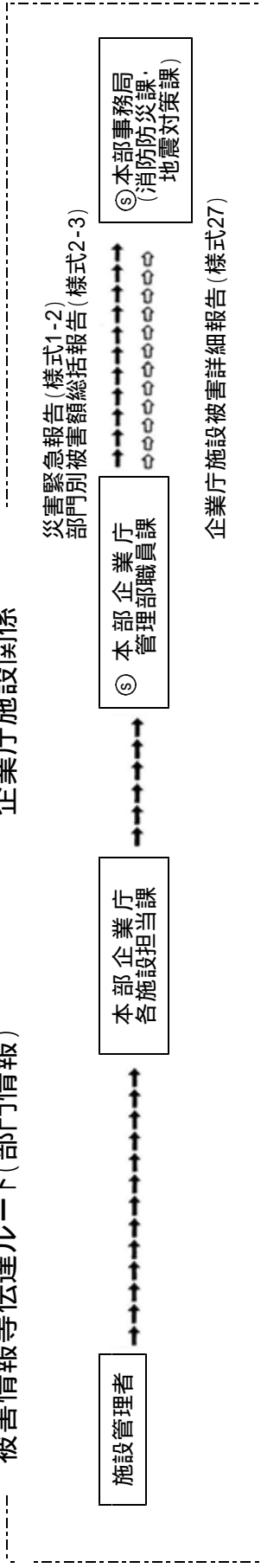
被害情報等伝達ルート(部門情報)

商工施設等関係



被害情報等伝達ルート(部門情報)

企業庁施設関係



様式 61 職員動員報告書

職員動員報告書

( 年 月 日 時 分現在 ) 対策部名 : \_\_\_\_\_

部長相当職以上	次長相当職	課 長 職 〔 課 名 〕	係 員	
			男 性	女 性
人	人	人	人	人
		〔            〕		
		〔            〕		
		〔            〕		
		〔            〕		
		〔            〕		
		〔            〕		
		〔            〕		
		〔            〕		
		〔            〕		
		〔            〕		
		〔            〕		
		〔            〕		
		〔            〕		
		〔            〕		
		〔            〕		

様式 62 災害対策本部・地域対策本部参集報告書

整理番号 \_\_\_\_\_

流山市災害対策本部参集報告

平成 年 月 日 職員番号 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_  
到着時刻 時 分 参集方法（併記も可）  
徒歩・自転車・バイク・バス・電車・その他  
班名 \_\_\_\_\_ 班

-----きりとり線-----

【被害状況の報告】

下記図面に被害があった箇所を で囲み、その中に次に該当する番号を記入すること。

1. 火災 2. 家屋等の倒壊 3. 道路破損 4. 救助 5. その他
--------------------------------------

被害の概要

---

---

---

〔災害対策本部周辺の地図〕 又は

〔被害箇所及びその周辺の地図〕を添付

様式 63 地域対策本部参集報告書

整理番号 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_ 地域対策本部参集報告

平成 年 月 日 職員番号 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_  
到着時刻 時 分 参集方法 (併記も可)  
徒歩・自転車・バイク・バス・電車・その他  
班名 \_\_\_\_\_ 班

-----きりとり線-----

【被害状況の報告】

下記図面に被害があった箇所を で囲み、その中に次に該当する番号を記入すること。

1. 火災 2. 家屋等の倒壊 3. 道路破損 4. 救助 5. その他
--------------------------------------

被害の概要

---

---

---

〔各管轄区域の地図〕を添付

## 様式 64 市各対策部の報告様式（1号様式～23号様式）

- 1号様式 職員動員状況報告
- 2号様式（1）河川溢水・損壊及び対応状況報告
  - （2）道路冠水・損壊及び対応状況報告
  - （3）土砂崩れ・土砂流出等の対応状況報告
  - （4）橋梁被害及び対応状況報告 共通様式
  - （5）側溝・排水管等の損壊及び対応状況報告
  - （6）道路清掃及び対応状況報告
  - （7）街路樹倒壊対応状況報告
  - （8）その他土木関係対応状況報告
- 3号様式（1）被害状況速報（風水害等）
  - （2）被害状況速報（震災）
- 4号様式 雨量観測状況報告
- 5号様式 管内警戒河川の水位（増・減水）状況報告
- 6号様式 排水機場水位報告
- 7号様式 地下道冠水応急対策報告
- 8号様式 浸水等のポンプ排水状況報告
- 9号様式 急傾斜地等パトロール及び応急対応状況報告
- 10号様式（1）避難誘導状況報告
  - （2）避難収容状況報告
- 11号様式（1）環境衛生状況報告
  - （2）医療救護班活動報告・医療救護班員名簿
- 12号様式 物資調達配給状況報告
- 13号様式 その他活動状況報告
- 14号様式 被災者状況報告
- 15号様式（1）家屋被害状況報告（風水害等）
  - （2）家屋被害状況報告（震災）
- 16号様式 学校施設被害状況報告
- 17号様式 土木施設被害状況報告
- 18号様式 公共施設被害状況報告
- 19号様式（1）農業被害状況報告（農業施設被害状況）
- 20号様式 畜産被害状況報告
- 21号様式 水産被害状況報告
- 22号様式 商工関係被害状況報告
- 23号様式 その他被害状況報告

1号様式

職員動員状況報告

(速報・中間・最終)

( 年 月 日 時 分現在 )

総務部(総務班)

対策部名	課名	注意	警戒	第一	第二	第三	対策部名	課名	注意	警戒	第一	第二	第三
								計					



2号様式(1~8)

- (1) 河川溢水・損壊及び対応状況報告
- (2) 道路冠水・損壊及び対応状況報告
- (3) 土砂崩れ・土砂流出等の対応状況報告
- (4) 橋梁被害及び対応状況報告
- (5) 側溝・排水管等の損壊及び対応状況報告
- (6) 道路清掃及び対応状況報告
- (7) 街路樹倒壊対応状況報告
- (8) その他土木関係対応状況報告

(速報・中間・最終)

( 年 月 日 時 分現在 ) 部( 班 )

日 時	場 所	位 置	現 況	対 応 状 況

3号様式(1)

被害状況速報(風水害等)

( 年 月 日 時 分現在 ) 部 ( 班 )

大字名	位置	家屋				道路				その他
		床上	床下	損その他	冠区	水間	水深	車両通行可否		
						m	cm			
合計										

3号様式(2)

被害状況速報(震災)

( 年 月 日 時 分現在 ) 部 ( 班 )

大字名	位置	家			屋		道		橋		梁	その他	状況
		全壊	半壊	一部損壊内 その他	損壊 区間	車両通行 可否	損壊	車両通行 可否					
合計													



管内警戒河川の水位（増・減水）状況報告

河川名	観測地点	通報水位	警戒水位	計画水位	高位	部(班)														
						時分	時分	時分	時分	時分	時分	時分	時分							

6号様式

排水機場水位報告

(速報・中間・最終) \_\_\_\_\_ 部( \_\_\_\_\_ 班)

排水機場	日 時	時	分	時	分	時	分	時	分	時	分	時	分
		分	時	分	時	分	時	分	時	分	時	分	時
		内	水										
		外	水										
		内	水										
		外	水										



8号様式

浸水等のポンプ排水状況報告

(速報・中間・最終)

( 年 月 日 時 分現在 )

部( 班)

排水場所	浸水種別		浸水の要員			対応状況							
	道路排水	宅内排水	その他	河川溢水	内水	その他	設置日	対応業者等	ポンプの能力 設置台数	人員	資材	排水の 見通し	完了



9号様式

急傾斜地等パトロール及び応急対応状況報告

(速報・中間・最終)

( 年 月 日 時 分現在 ) 部 ( 班 )

場 所	状 況	確 認 及 び 状 況			危 険 箇 所 ・ 応 急 対 策
		確 認 時 間	異 常 の 有 無	状 況	
	確 認 時 間				
	異 常 の 有 無				
	状 況				
	確 認 時 間				
	異 常 の 有 無				
	状 況				
	確 認 時 間				
	異 常 の 有 無				
	状 況				
	確 認 時 間				
	異 常 の 有 無				
	状 況				

注) パトロール時において異常が発見された場合、異常の状況を記し、特に避難を要する場合は「危険箇所、応急対策」の欄に(避)と  
 朱書し、速やかに本部に連絡し、指示に従うこと。

10号様式(1)

避難誘導状況報告

(速報・中間・最終)

( 年 月 日 時 分現在 ) \_\_\_\_\_ 部 ( \_\_\_\_\_ 班 )

月 日	時 間	実施場所	避導先(避難所)	備 考

(注) 避難の勧告及び支持状況については、「備考」欄に記載

避難収容状況報告

(速報・中間・最終)

( 年 月 日 時 分現在 ) \_\_\_\_\_ 部 ( \_\_\_\_\_ 班 )

避難場所	開設月日	開設時間	収容状況										備考	
			世帯	男				女				合計		
				大人	小人	乳児	計	大人	小人	乳児	計			

11号様式(1)

環境衛生状況報告

(速報・中間・最終)

( 年 月 日 時 分現在)

部 ( 班)

種別(し尿・排出廃棄物・消毒)	処理件数	処理量	車両台数	備考

11号様式(2)

医療救護班活動報告・医療救護班員名簿

(速報・中間・最終)

( 年 月 日 時 分現在)

部( 班)

地区名	班・医療機関 責任者名	氏名	職種	救護活動場所	救護活動 期	動 間	救護実績							
							死亡	重症	中等症	軽症	計			
					午前 午後	日分								
					から	日分								
					午前 午後	日分								
					まで									



13号様式

その他活動状況報告

(速報・中間・最終)

( 年 月 日 時 分現在 ) \_\_\_\_\_ 部( 班 )

期日及び時刻	被害状況及び対応(具体的に記載)	備 考

14号様式

被災者状況報告

(速報・中間・最終)

( 年 月 日 時 分現在 )

部 ( 班 )

日時	人数		住所・氏名		人数		住所・氏名		人数		住所・氏名		備考
	人数	住所・氏名	人数	住所・氏名	人数	住所・氏名	人数	住所・氏名	人数	住所・氏名			
日時人的被害													
死亡													
行方不明													
負傷者	重傷												
	軽傷												